

第 19 回災害対策本部会議資料 (4/22 09:00～)

1. 地震の概要 (暫定値)

- 発生日時：平成28年4月16日(土) 1時25分
- 震源地：熊本県熊本
- 深さ：12km
- 規模：マグニチュード7.3

2. 気象情報

- 明朝まで晴れベース

3. 現時点で行った措置

- 4月14日 21時26分 熊本市災害対策本部設置
- 4月15日 01時00分 自衛隊へ災害派遣要請要求
- 4月15日 01時00分 第1回災対本部会議開催
～
- 4月20日 12時43分 崖崩落の危険発生に伴う避難勧告発令(東区下南部1丁目 白川沿)
- 4月20日 19時40分 擁壁崩落の危険発生に伴う避難勧告発令(北区龍田陣内2丁目5番)
- 4月21日 03時50分 地崩れの危険発生に伴う避難勧告発令
(北区龍田陣内2丁目38・39)
- 4月21日 05時00分 土砂災害・家屋倒壊の危険発生に伴う避難準備情報
(市内山沿い地域)
- 4月21日 09時00分 第17回災対本部会議開催
- 4月21日 12時25分 擁壁崩落の危険増大に伴う避難指示発令(北区龍田陣内2丁目5番)
- 4月21日 12時55分 擁壁崩落の危険拡大に伴う避難指示発令
(龍田西小を含む北バイパスに至る東側地域)
- 4月21日 13時15分 法面崩落の危険発生に伴う避難勧告(中央区古京町1丁目1番)
- 4月21日 15時53分 洪水警報解除
- 4月21日 16時00分 第18回災対本部会議開催
- 4月21日 18時45分 大雨警報解除

4. 各局・各区の状況 (被災状況、復旧状況、支援物資在庫状況及び今後の対応について) (07:00現在)

- 別紙参照

5. 関係機関の活動状況および今後の対応

- 指定都市市長会の支援及び活動等
- 陸上自衛隊(第42普通科連隊)
 - ・ 物資輸送
 - うまかなよかなスタジアム市補給拠点～各区補給点
 - 各区補給点～各避難所(端末地輸送:5個GP)
 - ・ 炊き出し・給水支援(16箇所)
 - ・ 仮設浴場設置準備(託麻スポーツセンター…海上自衛隊:22日運営中)
(城南総合スポーツセンター…5旅団:23日夕開設予定)
(南部総合スポーツセンター…10師団:23日開設予定)
(熊本市動植物園…部隊未定:…23日開設予定)
 - ・ アクアドーム支援物資集配作業(第3師団)
- 国土交通省等
- その他(参考となる事項)

6. 災害対策本部長の指示

7. 課題等関係部局調整事項

(1) 課題への対応等

- 避難住民等へ支援物資輸送システムの構築
 - ・ 各区補給地点における在庫管理とこれに応じた配分
 - ・ 各補給点における当座不要物資の区別管理
- 災害危険度調査と罹災証明の発行
- 広域避難先の確保
- 避難所（市管理施設外）の継続確保

(2) 避難住民のニーズへの対応

- 避難所毎のニーズの把握要領（避難所及び離隔避難者からのニーズ収集）
- ニーズに応じた物資等の集配要領（避難所毎の集配車の配置等）

(3) 長期化に伴う避難所運営

- 避難所運営委員会による運営への移行

避難世帯カード（*世帯ごとに記載）

記入日 年 月 日

避難所

該当するほうに○をつけてください	1 避難者（避難所・車中で生活している方）
	2 在宅被災者（自宅等で生活するが配給等が必要な方）

※ 避難者カードの記載内容については、避難所運営のほか、今後の生活支援、健康管理、住居確保等のために参考とするもので、災害対応以外には使用いたしません。

※ ご記入は、可能な範囲でご記入いただきたいと思います。

①	校 区	校区	町内		
②	氏 名 等 * 避難者の場合は避難所にいる方を記載してください。	ふりがな 氏 名	年 齢	性 別	健康状態・介護の要否など
		(代表者)		男・女	
				男・女	
				男・女	
				男・女	
	住 所				
電 話	() 代表者携帯: ()				
③	家屋被害等 * 分かるものに○	1.住めない位の損壊や焼損 2.不安を覚える位の損壊 3.家具等の散乱 4.断水 5.ガス停止 6.その他 ()			
④	緊急連絡先	* 親族の連絡先など 名前 () 電話 ()			
⑤	代表者の現在の日中の生活場所	1.避難所にいる 2.自宅に戻っている 3.職場にいる 4.親戚等の家にいる 5.車中にいる 6.その他 ()			
⑥	避難所に避難している理由について	1.家屋倒壊（半壊）のため 2.家具や割れた窓ガラスの散乱により部屋が住める状況ではないため 3.ライフライン（電気・ガス・水道）が使えないため 4.必要な物資が手に入らないため（店の在庫不足など） 5.余震が続いており、家にいることが不安なため 6.その他 ()			
⑦	今後の希望 ※ 自宅に戻りたいが戻れない方	1.このまましばらく避難所に留まりたい 2.空いている既存の住宅（市営住宅、民間住宅等）に移りたい 3.地震がない他都市に一時的に避難したい 4.その他 ()			
⑧	安否の問合せに情報を公表してもよいですか。	はい ・ いいえ			

⑨ 特記事項	* 特に配慮を必要とすることがあれば記載してください。
	* 資格など、協力できることがあれば、氏名と内容を記載してください。 氏名 内容：

* 以下の表は避難所責任者で記載します。

避難世帯カードNO	退所年月日／在宅被災者の支援終了日	転出先と連絡先
	年 月 日	転出先： 電 話： ()

避難世帯カード（※世帯ごとに記載）

記入日 H28 年 4 月 23 日

該当する方に○をつけてください	1 避難者（ ☒ 避難者）・ 車中 で生活している方
	2 在宅被災者（自宅等で生活するが配給等が必要な方）

※ 避難者カードの記載内容については、避難所運営のほか、今後の生活支援、健康増進、住居確保等のために参考とするもので、災害対応以外には使用いたしません。

※ ご記入は、可能な範囲でご記入いただきたいと思います。

① 区 白川校区	10 町内
氏 名 等	ふりがな 氏 名 年 齢 性 別 健康状態・介護の要否など
・ 避難者の場合は避難所にいる方を記載してください。	(代表者) 熊本 太郎 40 男 女
	熊本 花子 38 男 女
	熊本 次郎 5 男 女
	男・女
	男・女
住 所	熊本市中央区手取本町1-1
電 話	(123) 456-7890 代表者携帯： 090-1234(5678)
③ 家屋被害等 ・ 分かるものに○	1. 住めない位の損壊や焼損 2. 不安を覚える位の損壊 3. 窓ガラスの割れ 4. 断水 5. ガス停止 6. その他 ()
④ 緊急連絡先 ※ 親族の連絡先など	名前 (熊本 はな) 電話 (012) 3456-7890
⑤ 代表者の現在の日中の生活場所	1. 避難所にいる 2. 自宅に戻っている 3. 親戚にいる 4. 親戚等の家にいる 5. 車中 6. その他 ()
⑥ 避難所に避難している理由について	1. 家屋倒壊（半壊）のため 2. 窓ガラスが割れたためガスの供給により部屋が住める状態ではないため 3. ライフライン（電気・ガス・水道）が使えないため 4. 必要な物資が手に入らないため（食糧不足など） 5. 余震が頻りにあり、家にいることが不安なため 6. その他 ()
⑦ 今後の希望 ※ 自宅に戻りたい方が戻れない方	1. 元のまましばらく避難所に留まりたい 2. 空いている既存の住宅（市営住宅、民間賃貸等）に移りたい 3. 地震がない他都市に一時的に避難したい 4. その他 ()
⑧ 災害の問合せに情報を公表してもよいですか。	☒ はい ・ いいえ

避難者と在宅被災者を分けて名簿にしますので、あてはまるほうに○をつけてください。

所属している町内会や自治会などがあれば記載してください。

- ・ 「避難者」は避難所に避難している世帯員の氏名等を記載してください。
- ・ 「在宅被災者」は、支援を必要とする世帯員の氏名等を記載してください。
- ・ 次のような方は、健康状態欄に記載してください。

* 障害のある方、身体が不自由な方、介護の要否、妊産婦、外国人(国籍)。

自宅の被害について、分かる範囲で○をつけてください。

緊急時の連絡先について、親戚などの氏名と電話番号を記載してください。

代表者の日中の生活場所について、該当箇所に○を付けてください。

避難所に避難している理由について、該当する項目すべてに○をつけてください。

自宅に戻りたいが戻れない方は、今後のご希望を記入願います。

避難者カードを記載してもらう際の留意点（避難所担当職員）

◇ 避難者カードは、1 世帯に 1 枚記載してもらいます。 ◇ 避難者（避難所で生活している方）・在宅被災者（自宅等で生活するが配給などが必要な方）は別々に名簿にまとめますので、必ずどちらかに○をつけてもらいましょう。	
②の欄	◇ 「避難者」は、避難所に避難している世帯員を記載してもらいます。 ◇ 「在宅被災者」は支援が必要になる世帯員を記載してもらいます。 ◇ 避難所での支援の参考とするため、以下のような点を備考欄に記載してもらいます。 * 障害のある方、身体が不自由な方、妊産婦、外国人(国籍)。 * 粉ミルク、哺乳瓶、お粥、おむつ、生理用品などが必要な方。 * 食物アレルギーや禁忌品がある方。 など ◇ この内容は、名簿を作成するときに反映させましょう。
③の欄	◇ 避難者の被害状況の確認は、開設期間の見通しを立てる上で重要なことですので、わかる範囲で記載してもらいます。 ◇ この欄はあくまで避難者の申告によるものですので、目安として活用してください。
④の欄	◇ 避難者に緊急の事態があったときの連絡先ですので、記載してもらいましょう。
⑤の欄	◇ 日中と夜間の避難者数の概数把握、日常生活への復帰に向けた段階を把握するのに必要です。
⑥の欄	◇ なぜ避難が必要な状態か確認することで、今後どのような状態になると、日常生活に戻るようになるとお考えなのかを伺うために記載いただくものです。
⑦の欄	◇ 今後、⑨の状況が改善されるまで、もしくは⑨の状況を踏まえてどのような希望があるかを確認するものです。

平成28年4月22日
9時00分
総務局対策部

ノートパソコン及びプリンターの貸与について

下記のとおり災害支援として貸与連絡がありましたので、必要な部署はご連絡ください。

記

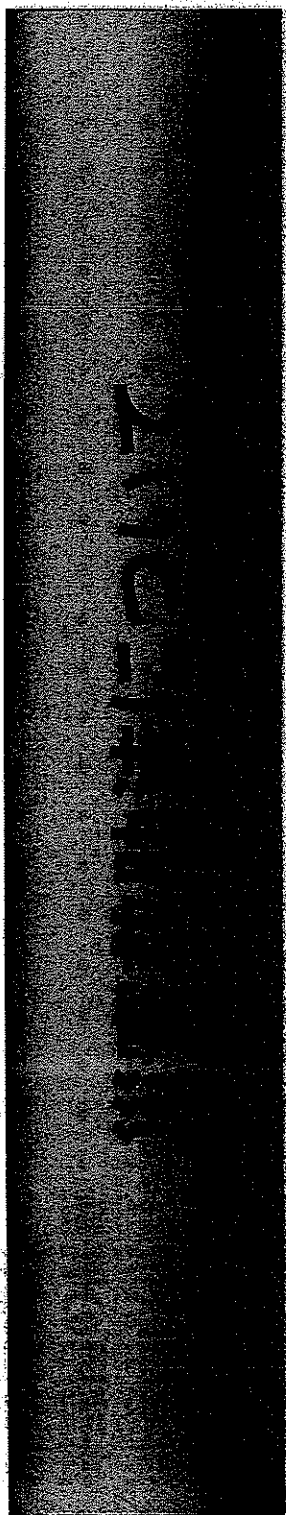
- 1 貸与提供元
NEC
- 2 貸与台数
 - ・ノートパソコン（無線 LAN 環境） 50 台
 - ・プリンター（A3 用紙対応） 50 台
- 3 到着予定日
平成28年4月25日（月）
- 4 連絡窓口
情報政策課（328-2057）

種類	対象	内容	限度額	期間	本市担当課	【参考】H24 九州北部豪雨
(1)-1 避難所の設置 P16	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費(※1)又は購入費、光熱水費(※2)並びに仮設便所等の設置費 ※1 指定管理対象外、民間は個別協議 ※2 基本料金は対象外	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり 320円以内	災害発生の日から7日以内		区総務企画課
(1)-2 福祉避難所の設置 P17	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費(※1)又は購入費、光熱水費(※2)並びに仮設便所等の設置費 ※1 指定管理対象外、民間は個別協議 ※2 基本料金は対象外 ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり 320円以内 対象経費の通常の実費を加算	災害発生の日から7日以内		健康福祉政策課
(2) 炊き出しその他による食品の給与 P18	避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者 ※住家の被害は、通常全半壊・全半壊又は床上浸水を指す	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	1人1日当たり 1,110円以内 ※1人平均かつ3食という意味である	災害発生の日から7日以内		区総務企画課
(3) 飲料水の供給 P19	災害により現に飲料水を得ることができない者	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。		災害発生の日から7日以内		無し
(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 P20	住家が全半壊、全半壊、流出、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な者	下記の物資の現物支給 布団、タオルケット、Tシャツ、下着、靴下、 タオル、ティッシュ、トイレットペーパー、鍋、包丁、 まな板等調理具、やかん、バケツ、食器類、 紙おむつ(大人用、子供用) 等 ※被災状況及び世帯数により基準額が異なります	<全壊、全焼、流出> 1人世帯 18,400円、2人世帯 23,700円、 3人世帯 34,900円、4人世帯 41,800円、 5人世帯 53,000円、6人以上加算 7,800円 <半壊、半焼、流出> 1人世帯 6,000円、2人世帯 8,100円、 3人世帯 12,100円、4人世帯 14,700円、 5人世帯 18,600円、6人以上加算 2,600円 ※夏季基準(4/1～9/30に災害発生)	災害発生の日から10日以内		健康福祉政策課
(5) 学用品の給与 P22	住家が全半壊、全半壊、流出、床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	下記の物資の現物支給 ・教科書、ワークブック、問題集等の教材 ・ノート、鉛筆、消しゴム等の文房具 ・傘、靴、長靴等の通学用品 ・運動靴、体育着、笛等その他の学用品 等	①教科書、正規の教材 : 実費 ②文房具及び通学用品 小学校児童 : 4,300円以内 中学校生徒 : 4,600円以内 高等学校等生徒 : 5,000円以内 (公立・私立)	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内		教育委員会 学務課
(6) ①医療 P23	災害により医療の途を失った者	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護 【医療の実施】 救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(注)において医療(施術)を行うことができる。 ※被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。	【対象経費】 (救護班): 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 (病院又は診療所): 国民健康保険の診療報酬の額以内 (施術者): 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内		無し

種類	対象	内容	限度額	期間	本市担当課	【参考】H24 九州北部豪雨
(6) ②助産 P24	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者 ※出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む	①分娩の介助、②分娩前及び分娩後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 【助産の実施】 救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない ※被災地であっても通常の保険診療等による医療(産婦人科)が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。	【対象経費】 (救護班):使用した衛生材料費等の実費 (助産師):償行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内		無し
(7) 被災者の救出 P25	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	※消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。 ※人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。	【対象経費】 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (死体の捜索の場合は10日以内)		消防局管理課
(8) 死体の捜索・処理 P26	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり:3,400円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体当たり:5,300円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案:救護班以外は償行料金	災害発生の日から10日以内		無し
(9) 埋葬 P27	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	1体当たり 大人(12歳以上):210,400円以内 小人(12歳未満):168,300円以内	災害発生の日から10日以内		無し
(10) 応急仮設住宅の供与 P28	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 【救助期間】 完成の日から最長2年3月(建築基準法85条)	1.住宅の規模 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準 2.費用の限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3.集会所の設置 おおむね50戸に1施設設置可	災害発生の日から20日以内		建築計画課
(11) 住宅の応急修理 P30	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者(所得制限あり) ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者(所得制限なし)	①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象 ②内装に関するものは原則として対象外 ③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可 ④家電製品は対象外 ※元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり576,000円以内 ※特別基準なし	災害発生の日から1ヵ月以内に完了		営繕課
(12) 障害物の除去 P31	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うものである。 ※元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内		土木総務課

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

※特別基準については「緊急やむを得ない場合は、とりあえず電話により申請し、事後すみやかに文書をもって処理する」こととなっている。各地方公共団体は、一般基準に縛られることなく、災害の状況に応じた必要な対策を検討実施する必要がある。



内閣府防災（被災者行政担当）

目 次



1. 災害救助法とは何か

(1) 沿革、法制上の位置づけ	1
(2) 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について	3
(3) 制度の概要	4
(4) 災害救助基金の概要	6
(5) 救助の実施概念図	7
(6) 法の基本原則	8

2. 災害救助法の適用に当たって

(1) 適用基準	9
(2) 法適用状況（平成26、27年度）	11
(3) 法適用の判断	13
(4) 災害情報等	14

3. 災害救助法の運用

(1) 事務の流れ	15
(2) 各救助項目ごとの概要（平成27年度）	16

1. 災害救助法とは何か ①沿革、法制上の位置づけ

1. 沿革

- 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、
 - ①基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと
 - ②支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、昭和22年に「災害救助法」が制定された。
- 昭和28年及び34年の法令改正で、救助項目の追加が行われた。
- 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。
- 平成11年の地方分権一括法の制定により、災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」となった。
- 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーする内閣府へ「災害救助法」を移管することで発災後のより迅速な対応を行うため、平成25年10月に同法は内閣府に移管された。

<参考> 一 災害救助項目追加の変遷一

法制定時[昭和22年]

- 収容施設の供与 ○ 炊出しその他による食品の給与 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬

昭和28年法改正

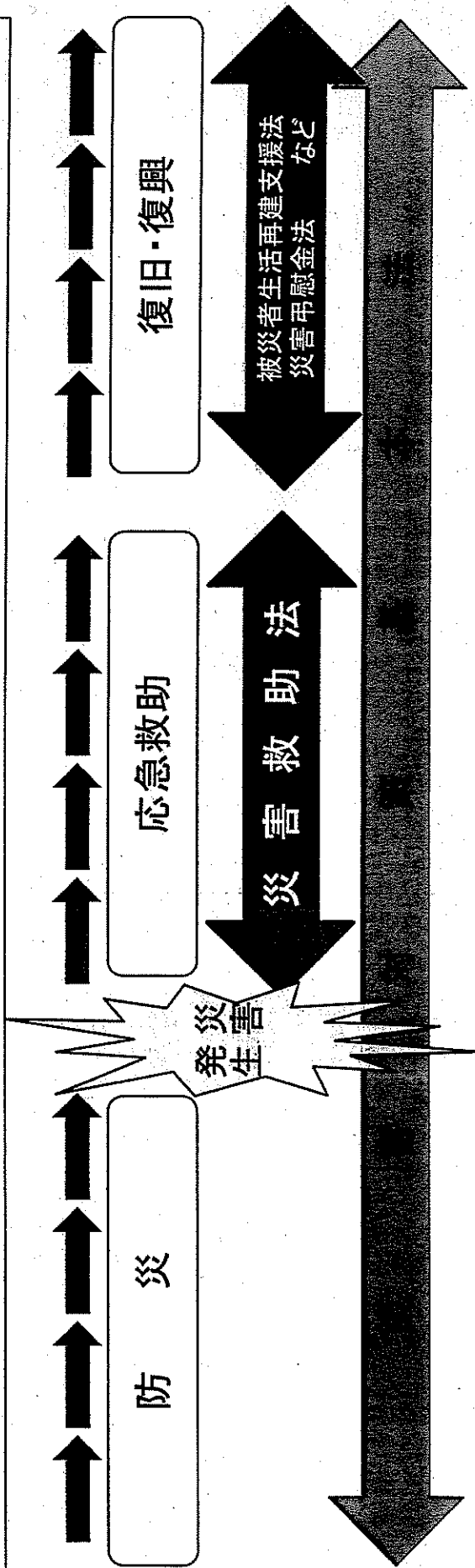
- 飲料水の供給 ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 を追加 ○ 収容施設に応急仮設住宅を含むことの明文化

昭和34年政令改正

- 死体の搜索及び処理 ○ 障害物の除去 を追加

2. 災害対策法制上の位置づけ

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。



3. 災害救助法の適用でどう変わる？

市町村（基礎自治体）		都道府県	
救助法を適用しない場合	救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整 （基本法4条）	
	救助の実施	救助の実施主体（法2条）	
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	かかった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法
全壊	生活必需品の 供与 (被服・寝具等) 学用品の 給与 障害物の除去 (13万4千8百円 相当) 住家の 応急修理 (57万6千円相当) 応急仮設 住宅の供与	基礎支援金 100万円 ※半壊解体等 含む 加算支援金 建設・購入200万円 補修 100万円 賃貸 50万円
大規模半壊		基礎支援金 50万円
半壊		※併給不可 応急仮設住宅は元の住家に住めなくなった方に仮住まいを提供するものであり、元の住家で住むための支援との併給はない。
床上浸水		所得制限あり ① 半壊の場合 前年の世帯年収 ≤ 500万円 但し、 ア 世帯主が45歳以上 ≤ 700万円 イ 世帯主が60歳以上 ≤ 800万円 または要援護世帯 ② 大規模半壊又は全壊の場合 所得要件はない
住家被害にかかわらず 実施可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬	

1. 災害救助法とは何か ③制度の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他の食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合
(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合(令第1条第1項第4号)

5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準
(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

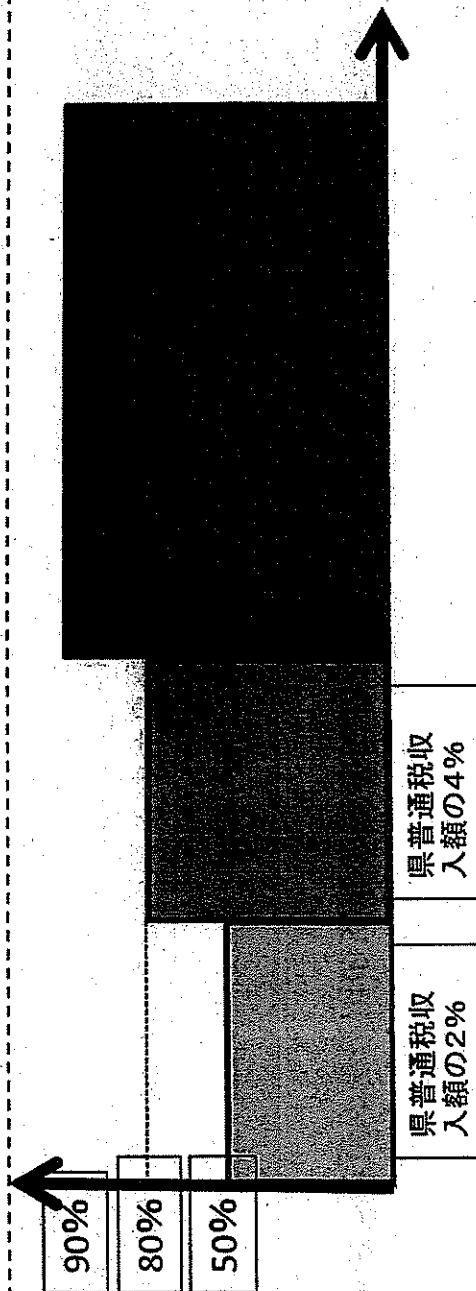
6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

- ① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分
- ② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分
- ③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分

国庫負担割合

- 50 / 100
- 80 / 100
- 90 / 100



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合

$$\text{国庫負担額} = \text{① (20億円の50\%)} + \text{② (20億円の80\%)} + \text{③ (残り60億円の90\%)} = \text{計80億円}$$

1. 災害救助法とは何か ④災害救助基金の概要

1. 目的

- 都道府県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならない。

2. 基金の積立方法

- 前年度の前3年間に於ける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てること。
- 各年度に於ける基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣府総理大臣に情報提供しなければならない。

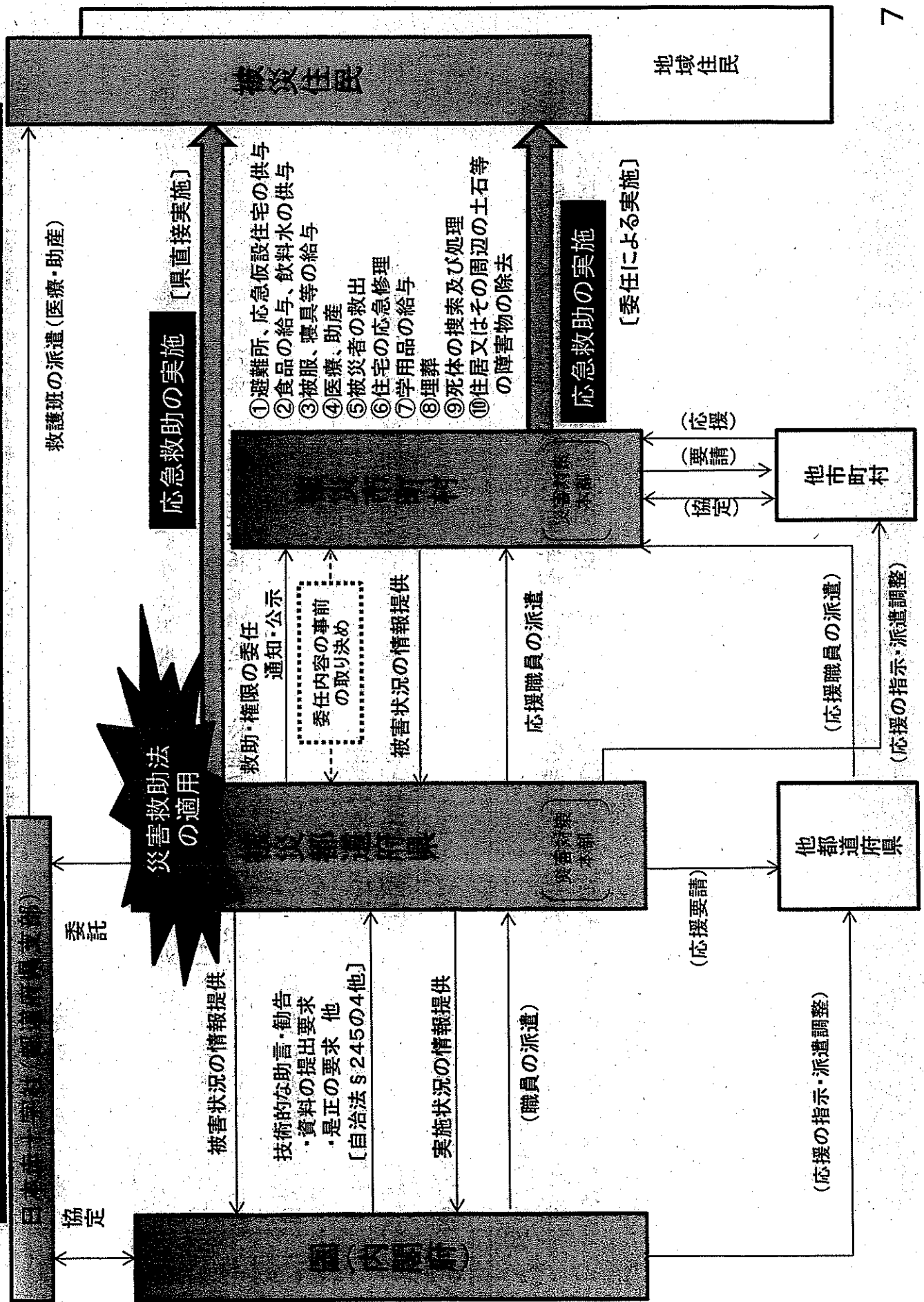
3. 基金から支出することができる費用

- 基金から支出することができる費用
 - ① 法による救助に要した費用
 - ② 法による給与品の事前購入に必要な費用(基金による備蓄物資)
 - ③ 基金の管理に必要な費用(※)
- ※ 基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。
- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。
具体例：食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品(※)等
※ 要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。
- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であつても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、○年度当初において、時価による評価をしておくこと。

1. 災害救助法とは何か ⑤救助の実施概念図



1. 災害救助法とは何か ⑥法の基本原則

○ 平等の原則

- ・ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。

○ 必要即応の原則

- ・ 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

○ 現物給付の原則

- ・ 災害時は物資が欠乏し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさない場合も多いため、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

○ 現在地救助の原則

- ・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
- ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。

○ 職権救助の原則

- ・ 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事とその職権によって救助を実施する。

2. 災害救助法の適用に当たって ①適用基準(災害救助法施行令)

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家減失世帯数	市町村区域内の人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半壊した世帯は、2世帯をもって減失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって減失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

②市町村区域内の人口	住家減失世帯数	市町村区域内の人口	住家減失世帯数
5,000人未満	15	50,000人以上 100,000人未満	40
5,000人以上 15,000人未満	20	100,000人以上 300,000人未満	50
15,000人以上 30,000人未満	25	300,000人以上	75
30,000人以上 50,000人未満	30		

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

① 都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1, 000, 000人未満	5, 000
1, 000, 000人以上 2, 000, 000人未満	7, 000
2, 000, 000人以上 3, 000, 000人未満	9, 000
3, 000, 000人以上	12, 000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
(府令第1条)

2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)

・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

2. 災害救助法の適用に当たって ②救助法の適用状況 (平成26年度、平成27年度)

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容		適用基準
平成26年	7月9日	7月9日	長野県	南木曽町	平成26年台風第8号	4号	
	7月14日	7月9日	山形県	南陽市		1号	
	8月8日	8月3日	高知県	いの町	平成26年台風第12号	1号	
	8月9日	8月9日	高知県	高知市、大豊町	平成26年台風第11号	4号	
	8月10日	8月9日	高知県	四万十町		4号	
	8月10日	8月9日	徳島県	那賀町			
	8月17日	8月17日	京都府	福知山市	平成26年8月15日からの大雨	4号	
			兵庫県	丹波市			
	8月20日	8月20日	広島県	広島市	平成26年8月19日からの大雨	4号	
	9月27日	9月27日	長野県	木曽町、王滝村	御嶽山噴火による被害	4号	
	11月23日	11月22日	長野県	白馬村、小谷村、 小川村	長野県神城断層地震	4号	
	12月9日	12月8日	徳島県	三好市、つるぎ町、 東みよし町	12月5日からの大雪	4号	

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容		適用基準
平成27年	5月29日	5月29日	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	口永良部島噴火	4号	
	9月10日	9月9日	茨城県	古河市、結城市、 下妻市、常総市、 筑西市、 結城郡八千代町、 猿島郡境町	平成27年9月 関東・東北豪雨	4号	
	9月11日	9月9日	茨城県	守谷市、坂東市、 つくばみらい市		4号	
	9月11日	9月9日	栃木県	栃木市、佐野市、 鹿沼市、日光市、 小山市、下野市、 下都賀郡野木町		4号	
	9月12日	9月9日	栃木県	下都賀郡壬生町		4号	
	9月11日	9月10日	宮城県	仙台市、栗原市、 東松島市、大崎市、 宮城郡松島町、 黒川郡大和町、 加美郡加美町、 遠田郡涌谷町		4号	
	9月30日	9月28日	沖縄県	八重山郡与那国町	平成27年台風第21号	4号	

2. 災害救助法の適用に当たって ③法適用の判断

1. 法適用判断の背景

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国(内閣府防災)からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

2. 住家被害(1～3号基準)による判断の背景

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、適用の判断がしやすい反面、住家被害の確定には一定の期間を要するため、発災後ただちに適用判断することが困難。

3. 生命・身体への危害(おそれを含む)(4号基準)による判断の背景

- 発災後の迅速な適用が可能であるが、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向がある。

法適用判断に当たっては

- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要。

2. 災害救助法の適用に当たって ④災害情報等

国(内閣府)

防災基本計画

- ・都道府県の防災及び災害救助法担当部門との緊急連絡網の共有
- ・都道府県の防災担当幹部とのホットライン開設
- ・災害救助法担当全国会議等の研修実施

平 常 時

都道府県

都道府県防災計画

- ・内閣府との緊急連絡網の共有及び幹部間のホットライン開設
- ・市町村からの情報収集体制及び収集した情報の分析・部門間共有体制の構築
- ・市町村との間での事務委任、他の都道府県との間での応援・協力、業者との間での物資提供や輸送手段確保等の事前取り決め、協定締結
- ・市町村担当者向けの研修実施

連絡体制

相談

助言

発災時〔適用判断〕

- ・ホットライン及び緊急連絡網を活用した情報収集
- ・法適用(4号適用)に関する積極的な助言(国保有情報の提供や隣接都道府県の動向など)
- ・内閣府幹部から都道府県幹部への連絡

情報共有

相談

助言

発災後〔適用後〕

- ・関係機関への法適用の周知及び府HPへの掲載
- ・災害救助法に関する現地説明会の開催
- ・救助活動状況の定期的な報告の聴取
- ・特別基準の設定協議(電話・メール等による仮協議)への対応

情報共有

相談

助言

市町村

市町村防災計画

- ・避難勧告、避難指示の発出、避難所の開設等災害発生に備えた準備
- ・災害発生時の情報収集・分析、伝達共有ルートの確立(ネットワークの構築)
- ・他の市町村との間での応援・協力、業者との間での物資提供や輸送手段確保等の事前取り決め、協定締結
- ・被災者台帳の作成
- ・訓練の実施・研修参加等による職員個々の防災への意識づけ及び防災対応能力の強化・平準化

連絡体制

相談

助言

情報共有

相談

助言

応急救助

- ・気象情報、警報等の確認
- ・迅速・的確な状況把握・情報収集(被災現場への職員派遣)
- ・避難所の開設及び職員派遣
- ・部門間での情報共有(横の連携)及び幹部への情報伝達(縦の連携)の徹底
- ・都道府県への情報の伝達
- ・避難指示、避難勧告等の発令

- ・被災状況のHPへの公表
- ・被災者台帳の活用による被災者の状況把握
- ・避難所の環境整備(特に長期化する場合)
- ・(都道府県からの救助事務の受任)
- ・住家被害認定調査による被災者毎の被災状況の確認
- ・都道府県への救助活動状況の定期的な報告
- ・(都道府県へ特別基準設定依頼)

情報共有

事務委任

相談

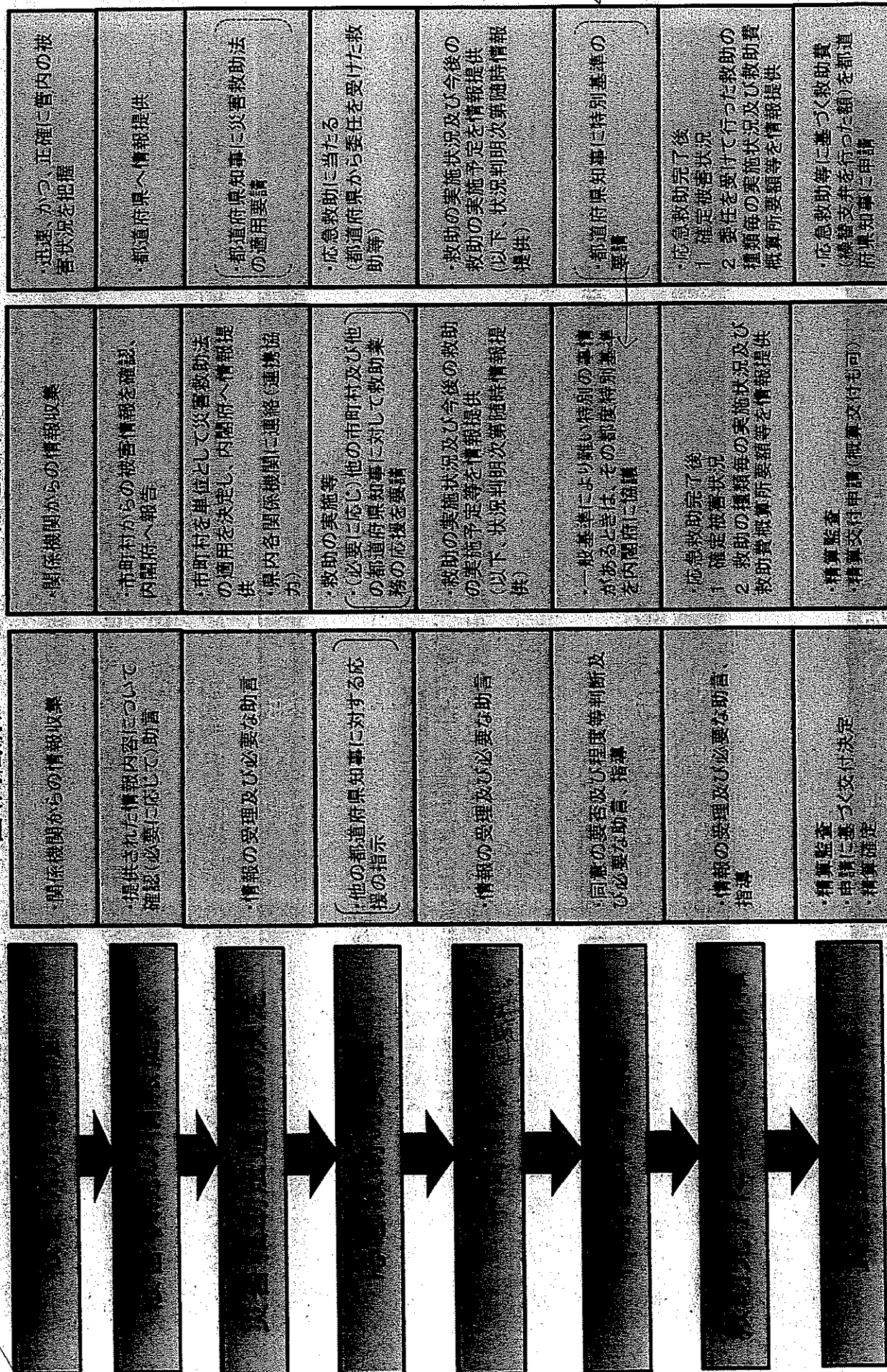
助言

3. 災害救助法の運用 ①事務の流れ

市町村

都道府県

国(内閣府)



3. 災害救助法の運用 ②各救助項目ごとの概要

(1)－1避難所の設置

一 般 基 準		考 考
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>320円以内</u>	冬季は別途加算可
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日以内</u>	
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。
 対象外
 施設管理費
 民間は個別商議

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ指定した避難所でも、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
広域避難場所、地域避難所、指定避難所
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所(次頁参照)を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
要配慮者、果ては

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html>

(1)ー2 福祉避難所の設置

介護サービス受ける？
障がい児

一般の避難所		福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 320円以内 冬季は別途加算可	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金 職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 配膳職員の時給（本体内給食） ※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。	左に加えて ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

主な留意事項

- 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所だけでなく、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合も対象。
- 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
- 福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これらの施設が不足するときは、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携を図りやすい施設を利用すること。
- 福祉避難所を予め指定したときは、地域防災計画等に定め、当該施設情報や避難経路等を周知することが望ましい。

避難者数 → 早く報告分と一致しないのは下むを得ないが、
一定の範囲の誤差であれば、

(2)炊き出しその他による食品の給与

一 般 基 準		備 考
対 象	避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	住家の被害は、通常全半壊・全半焼又は床上浸水を指す
費用の限度額	1人1日当たり 1,110円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。 服収書必須 → 何人何人何人に配布したか、
ボランティア、職員は対象外

主 な 留 意 事 項
○ 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。 ○ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。 ○ 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。 ○ 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

(3) 飲料水の供給

給水車による水の供給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であつて、当該地域における通常の実費	②機械、自動車、給水車、ポンプ等器具、バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品、ろ水器及び直接浄水するカルキ等資材、ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。給水車のガソリン代、道路使用料等

主 な 留 意 事 項

- 災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。
- 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給水に含める。
- 水運事業者が本運行すべき配水管の修理や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸などに関する費用も対象外である。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で用される資材、薬品等は対象とならない。

(4)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

現物支給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半壊、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ、プロパンガス等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。
なお、被災金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは言うまでもない。
- 被服等の給与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,300円
冬季	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	11,100円

(2) 住家の半壊、半焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円
冬季	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	3,500円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(5)学用品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	幼稚園児、専門学校生、大学生等是对象外
費用の限度額	①教科書、正規の教材、実費 ②文房具及び通学用品: 小学校児童 4,300円以内 中学校生徒 4,600円以内 高等学校等生徒 5,000円以内	
教 助 期 間	災害発生の日から ①教科書、教材 1か月以内 ②文房具及び通学用品 15日以内	
対 象 経 費	①教科書及び正規の教材 ②文房具 ③通学用品 ※ ③は解 自筆筆記本対象外	①辞書、図鑑等は対象外 ②ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、面用紙、下敷き、定規等 ③運動靴、体育着、傘、長靴、カステネット、ハーモニカ、笛、裁縫用具等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合など必要と認められれば支給して差し支えない。
- この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

(6) 医療及び助産 ① 医療

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(注)において医療(施術)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の費 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者 協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問われない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合は、法による措置を講ずる必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- 患者の経済的要件は問わない、例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(6)医療及び助産 ②助産

一 般 基 準		備 考
対 象	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	救護班 使用した衛生材料費等の実費 助産師 償行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療(産婦人科)が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。
- 本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(7)被災者の救出

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>3日以内</u> (死体の捜索の場合は <u>10日以内</u>)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対 象 経 費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 消防や警察、派遣隊等を受けた消防隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としており、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難している状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであると、本人の過失によるものであると、業務上の事由によるものであるとを問わない。

(8) 死体の搜索・処理

※「死体の搜索」については、「(7)被災者の救出」を参照

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,400円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記が利用出来ない場合: 1体当たり5,300円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案:救助班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上げ費。 既存施設を利用できない場合は、賃金 職員雇上費及び輸送費 ③救助班の場合は特別の費用は生じない。 それ以外の場合も、遺族等がいる 場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
- 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。
- 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

(9) 埋葬

一 般 基 準		備 考
対 象 者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人(12歳以上) 210,400円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	
対 象 経 費	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。
- 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病氣等で亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差支えない。
- 死亡の原因が犯罪等によるなどの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差支えない。

(10) 応急仮設住宅の供与

公営住宅 → 民間賃貸 → 仮設住宅
必ず記入

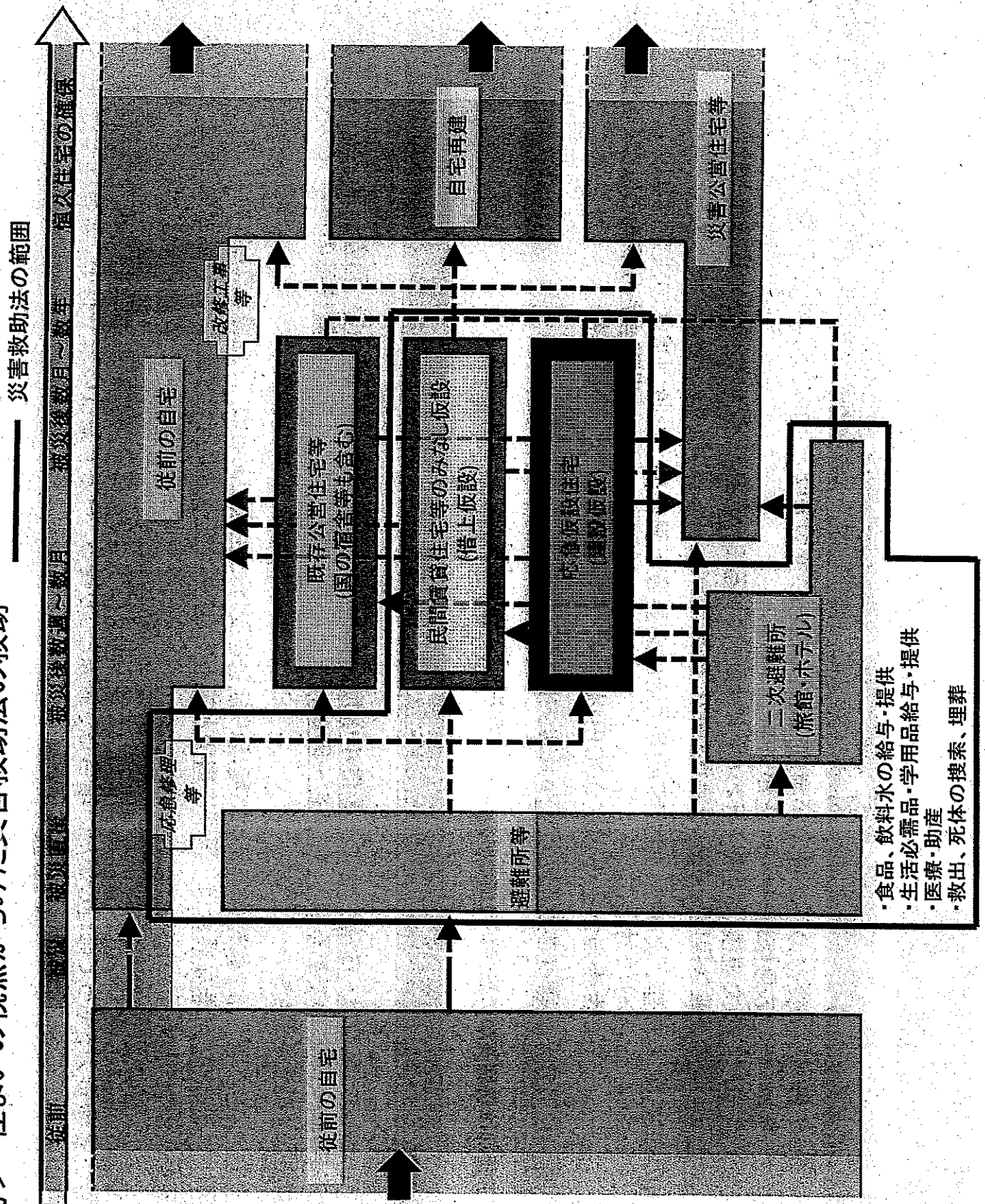
一 般 基 準		考 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 2,660,000円以内	団地全体の平均が当該金額以下であればよい
住宅の規模	1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を標準 入居者数	家族構成に応じて6坪、9坪、12坪の3タイプを標準仕様とし、棟平均で29.7㎡を標準
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	地域のコミュニティ確保等の特別な事情がある場合は、10～50戸未満で小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から20日以内	
救 助 期 間	完成の日から最長2年3月(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。 自身で事業を完了後、入居したいとしても不可

主 な 留 意 事 項

- 応急仮設住宅の設置(建設)に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能であること。
- 法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
救急災害対策外(6号4頁)
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- あらかじめ、仮設住宅の建設関係団体や民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。

＜参考＞ 住まいの視点からみた災害救助法の救助



(11)住宅の応急修理

要領に中と表 → 応急修理のありさま → 見直し
→ 市町村が実施

一 般 基 準		備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	①については所得制限あり ②いわゆる大規模半壊 所得制限なし
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 576,000円以内(一特別基準なし)	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。 家電等電化製品は対象外

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理したい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

(12) 障害物の除去

一 般 基 準		備 考
対 象 者	半壊(壊)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 134,800円以内	対象世帯の平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が開ざれている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、清掃事業者が対応すべきものである。

環境を補助メニュー?

職員の時間外、事務上

必要(2) 避難所

外 学村本部

平成 28 年 4 月 22 日 7 時現在

平成 28 年度熊本地震に係る被害状況等について

【ごみ収集関係】

(1) H28 熊本地震に伴う災害ごみ収集実績

(単位:t)

	東西環境工場	扇田環境センター	戸島仮置場	計
4/16(土)	204.55	318.86	-	523.41
4/17(日)	86.82	455.80	-	542.62
4/18(月)	212.88	757.82	-	970.70
4/19(火)	328.64	963.65	160.00	1,452.29
4/20(水)	396.14	973.88	508.00	1,878.02
4/21(木)	118.70	777.81	536.25	1,432.76
計	1,347.73	4,247.82	1,204.25	6,799.80

※戸島については推計

(2) 他自治体からの災害ごみ応援体制について

都市名	応援車両数	人数	業務開始日	派遣先
福岡市	プレスパッカー車 3台	9	4/21	避難所
京都市	プレスパッカー車 3台 4t平ダンプ 1台 後方支援車両 2台	17	4/24	西部クリーンセンター管内
広島市	パッカー車 7台	15	4/22	北部クリーンセンター管内
松山市	4tパッカー2台 パワーゲート1台 ワゴン車1台	10	4/23	東部クリーンセンター管内
北九州市	2tプレスパッカー3台 4tプレスパッカー3台 連絡車 1台	21	4/22	東部クリーンセンター管内
日向市	4tプレスパッカー 1台 3.5tプレスパッカー1台	4	4/22	西部クリーンセンター管内
大阪市	4/24 先遣隊来熊予定			

【仮設トイレ関係】

各区からの要望基数 4/21 12基 総計 331基 (すべて設置済み) 残数 149基

4/21 (木)	本荘小学校	2	東部クリーンセンター	2				龍田出張所	4	
	熊本市医師会館	1	託麻西小学校	2						
	萩原団地	1								
小計 12		4		4		0		0	4	
計	中央区	38	東区	98	西区	49	南区	76	北区	70
総計	331									

燃やすごみ以外の通常ごみの収集中止について（植木地区を除く）

地震災害ごみについては、現在、鋭意収集に努めていますが、道路上にごみがあふれ、交通にも支障が出ている地域がある状況です。

そこで、災害ごみの収集に特化するため、通常の生活ごみのうち、燃やすごみは収集しますが、紙、資源物、プラスチック製容器包装、ペットボトル、特定品目、埋立てごみについては 4 月 22 日（金）から、収集を一時中止させていただきます。

燃やすごみは指定袋に入れて、決められた収集日に出してください。なお、燃やすごみ以外のごみの収集を再開する際はお知らせします。

災害ごみは、市が最後まで責任を持って収集（無料）しますので、市民の皆様のご協力をお願いします。

4月22日（金）以降のごみ収集について

地震災害ごみ (地震によって被害を受け発生したごみ)	収集します。
-------------------------------	--------

※1 緊急車両や歩行者の通行に支障がないように出してください。

※2 地震災害ごみは、「燃やすごみ」「埋立てごみ」に分け、なるべく透明袋に入れてください。

※3 地震災害ごみは市が最後まで責任を持って収集（無料）致しますので、市民の皆様のご協力をお願いします。

 燃やすごみ	通常通り収集します。 決まった日に出してください。
 紙	
 プラスチック製容器包装	
 資源物	
 ペットボトル	
 特定品目	
 埋立ごみ	
収集を一時中止いたします。	

※今後状況が変わり次第、市民の皆様へお知らせします。

なお大型ごみは、通常どおり収集します。ごみゼロコールへご連絡ください。(353-7171)

本日投げ込みを行なった報道資料に点線枠内の記事を追加しました。記事内容を見やすいように表にしております。

【お問合せ先】

熊本市 廃棄物計画課

電話：096-328-2359

こざき しょうや

課長：小崎 昭也

I 企業からの支援申し出について

1. 富士ソフト株式会社

■企業概要

本社住所：神奈川県横浜市桜木町1-1

事業内容：知能化技術、クラウド、セキュリティ、組み込みシステム等

従業員：約6千人

熊本オフィス：熊本駅ビル3階（平成8年開設）

■申し出内容

東日本大震災時に支援経験があり、どのような支援が必要かを要望して欲しい。

（参考）東日本第震災時の支援

- ・ソフトウェアとパソコンの無償提供（応援職員用）
- ・情報提供版としてのデジタルサイネージを提供
- ・社員のボランティア活動を支援
- ・被災地発見物登録・検索システム
- ・被災地の特産物・農産物の即売会、マルシェの開催

2. イケア・ジャパン株式会社

■企業概要

本社住所：千葉県船橋市浜町2-3-30

事業内容：家具、家財道具、雑貨等の小売販売

従業員：約3千人

IKEA Touchipoint熊本：熊本市東区御領8-4-83

■申し出内容

- ・短期：支援物資の提供
- ・中長期：仮設住宅の家具のパッケージの提供
（東日本大震災時に3年程度支援の実績あり。）

3. アイシン精機株式会社

■企業概要

本社住所：愛知県刈谷市朝日町2-1

事業内容：自動車部品、住生活・エネルギー関連製品の製造・販売

従業員：連結（約9万4千人）、単体（約1万4千人）

アイシン九州株式会社：熊本市南区城南町舞原500-1

アイシン九州キャスティング株式会社：熊本市南区城南町舞原1227-1

■申し出内容

シャワー室を2室備えた「エネルギービークル」の派遣

（すぐにでも出発出来るように準備は整えている。）

※「エネルギービークル」

コ・ジェネレーションシステムにより自家発電装置を備えた車両

その他、必要な支援について具体的な要望を教えて欲しい。

4. 問い合わせ先等

★支援を希望される場合は、具体的な支援希望内容を産業振興課までご連絡下さい。

産業振興課（企業立地推進室）が申し出企業様にお繋ぎいたします。

地震による農作物等への被害（概況報告）
（現時点で確認しているもののみ掲載）

平成 28 年 4 月 22 日 8 時 00 分現在
農水局

〈農業関係〉

区分	施設名・作物名等	被害数	被害状況	対応状況等
集出荷施設	野菜選果場	3	選果ラインの等級選別の不具合 外壁の一部破損等	・個別農家による選別出荷（なす、ミニトマト） ・他選果場の利用
	カントリーエレベータ、米倉庫等	3	敷地内の地盤沈下、施設機械の破損、製品保管袋の破損等	被害状況の精査
農業用施設	農機具倉庫、機械倉庫	4	米乾燥機械、トラクターの破損等	同上
	ビニルハウス	5	ハウスパイプのよじれ	同上
	加温機用重油タンク	9	タンクの転倒、破損による重油の漏えい	流出防止対策の実施
農作物関係	メロン、たまねぎ等	102ha	ほ場の一部の液状化	被害状況の精査
	ビニルハウス（花き、観葉植物）	2	棚からの花鉢落下等	同上
畜産関係	肉用牛畜舎の屋根破損	1	スレート屋根を一部破損	被害状況の精査

〈水産関係〉

	被害数	被害状況	対応状況等
漁港等	4	地面のひび割れ、陥没（被害は軽微）	被害状況の精査、応急措置の実施
	1	埋立地漁業用地で液状化。（30～40cm）	

〈土地改良施設関係〉

○土地改良施設の被害

施設名	被害数	被害状況	対応状況等
排水機場 (42 機場)	<u>1 5</u>	ワイヤー乱巻き、油漏れ等	運転には支障なし、応急処置済
	<u>2 9</u>	場内舗装陥没、建物ひび	運転には支障なし、復旧手法は今後検討
	小計 (4 4 ヶ所)		
	4 0	※運転に支障はないが、埋設管・吐出ゲートに損傷の恐れがある。その場合、農閑期に復旧を行う必要がある。	
揚水機場	1	沈下。埋設管損傷の恐れあり	対応は今後検討
農業集落排水処理施設 (4 施設)	9	マンホール周りの陥没等	バリケードで通行止め、業者へ工事発注依頼済
	2	場内に陥没等	運転には支障なし、復旧手法は今後検討
	小計 (1 1 ヶ所)		
用水施設等	<u>3</u>	漏水・損傷等	対応は今後検討 うち2件は対応済み
道路	9	道路陥没	バリケードで通行止め
	<u>1 0</u>	落石、道路陥没	現場で対応済
	6	ブロック・石積崩壊	通行には支障なし、復旧手法は今後検討
	小計 (2 5 ヶ所)		
水路	<u>1 3</u>	水路壁と石積み破損	・通水には支障なし ・今後小規模工事に対応
ため池	6	堤体にクラック	水位を低下させる対応の実施等
農地災害	精査中	果樹園の石積みの破損等	農地災害申請を予定

〈農業集落排水施設について〉

農業集落排水施設内の管路について一次調査の開始に向けて最終協議。

〈り災害証明について〉

農水産物、農水産業の事業に用いる施設や機械、農地等が災害により損害を受けた場合の「り災証明」の案内について、ホームページに4月19日掲載済み。

〈農産物直売所等の営業状況について〉

農産物直売所等の営業状況について、ホームページに4月19日掲載済み。

〈営農支援について〉

市土壤病虫検査室において、かん水用井戸水や液状化現象が見られた農地の土壌について、塩分濃度等の分析を行い、営農面でのアドバイスを実施。

ホームページやパンフレットで農業者へ周知。

1. 所管施設の被害状況

都市建設局

4月22日(9時)

1-1. 被害状況(平成28年4月22日 7時現在)

	4/21 16:00 時点	4/22 9:00 時点	増減
○幹線道路 ^{※1}	全 41 件	全 41 件	
全面通行止(当初規制)	34 件	34 件	±0
現在			
全面通行止め	13 件	13 件	±0
片側通行止め	0 件	0 件	±0
解除	18 件	18 件	±0
一部解除	3 件	3 件	±0
片側通行止(当初規制)	7 件	7 件	±0
現在			
全面通行止め	0 件	0 件	±0
片側通行止め	0 件	0 件	±0
解除	3 件	3 件	±0
一部解除	4 件	4 件	±0
計：解除	21 件	21 件	±0
○被害河川	5/39 河川 ※甚大な被害無し		
○被害公園	59/975 公園		
○被害市営団地 ^{※2}	113/139 団地		

※1：上記道路については、一般交通に影響の大きい道路を抽出

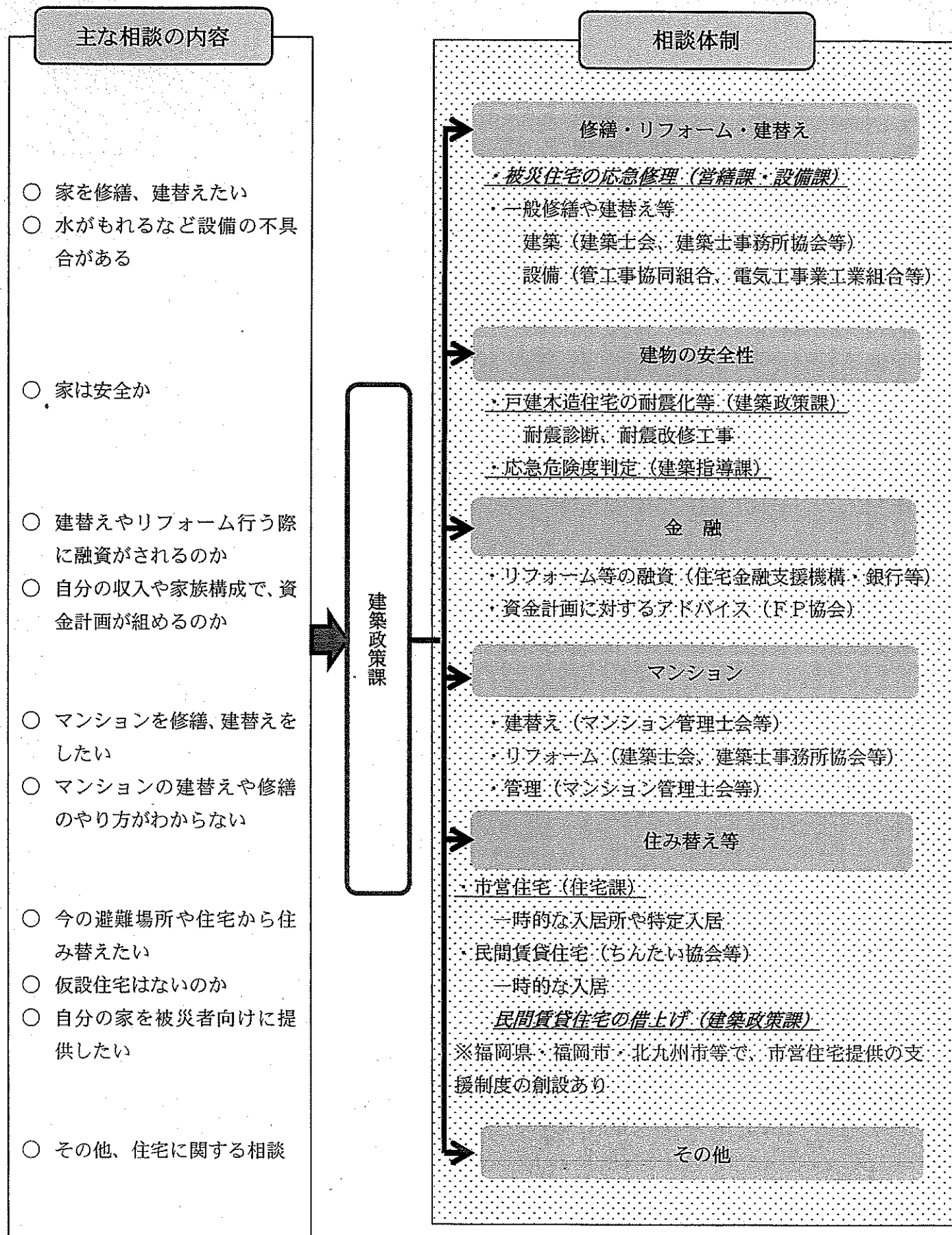
※2：断水、水漏れ、停電、ガラス破損 等

1-2. 仮復旧の状況(平成28年4月22日 7時現在)

	4/21 16:00 時点	4/22 9:00 時点	増減
○幹線道路 ※白川橋については、対策を検討中。※幹線道路以外の道路については、随時対応中。			
全面通行止め(現場着手)	13 件 (6 件)	13 件 (6 件)	±0 (±0)
概ね1週間以内	3 件 (2 件)	3 件 (2 件)	±0 (±0)
概ね1ヶ月以内	4 件 (2 件)	4 件 (2 件)	±0 (±0)
1ヶ月以上	6 件 (2 件)	6 件 (2 件)	±0 (±0)
○河川	4/5 河川	4/5 河川	±0
○公園：避難所の状況を勘案し、ゴミの受入可能な公園について受入れ実施中。			
○市営団地：応急修繕に向けて順次発注中。			

2. 住宅相談総合窓口の設置について

住宅相談総合窓口の設置



斜字・太字は災害救助法による支援

下線は、本市取り組み事業

熊本地震 消防活動状況

熊本市消防局

7:00 現在

4月22日

火災	程度	警戒	救助	救出者	救急	死者	心肺停止	倒壊家屋
中央区	3 部分焼 2 ぼや 1	81	19	14	146	1		1
東区	4 部分焼 1 ぼや 3	54	15	43	139	3		2
西区	1 ぼや 1	45	10	21	74	1		
南区		29	12	4	78	3		2
北区		20	4	1	49	2		
益城町	1 全焼 1	20	51	38	136	11		7
西原村			4	3	19			1
計	9 全焼 1 部分焼 3 ぼや 5	249	115	124	641	21	0	13

【火災の詳細】

4月14日	住 所	焼損程度
益城	益城町安永	全焼
4月15日	東区 長嶺西1丁目 池上町 東区 長嶺南8丁目	ぼや(事後簡知) ぼや(事後簡知) ぼや
4月16日	中央区 本荘町 中央区 水前寺1丁目 東区 長嶺南1丁目 中央区 琴平2丁目	部分焼 部分焼 部分焼 ぼや
4月17日	東区 広木町	ぼや

【死者の詳細】

4月14日	発災場所	身元情報等
東区	秋津町秋田	(68歳 女性) 倒壊家材下敷き
益城町	益城町広崎	(61歳 男性) 倒壊家屋下敷き
益城町	東区戸島本町	(29歳 男性) 壁倒壊下敷き
益城町	益城町惣領	(84歳 男性)
益城町	益城町安永	(53歳 女性)
益城町	益城町木山	(94歳 女性)
益城町	益城町木山	(61歳 男性)
益城町	益城町寺迫	(89歳 女性)
4月15日	益城町	益城町馬水(55歳 女性) 倒壊家屋下敷き

4月16日

発災場所	身元情報等
中央区	本荘町(52歳 男性)
東区	沼山津(95歳 女性)
東区	上南部3丁目(67歳 女性)
南区	城南町永(68歳 男性)
南区	御幸苗田1丁目(75歳 男性)
北区	榎木町木留(88歳 女性)
北区	徳王1丁目(85歳 男性)
益城町	益城町福原(79 女性)
益城町	益城町赤井(69歳 男性)
益城町	益城町平田(77歳 男性)

4月17日

発災場所	身元情報等
南区	西区田崎町(99歳 女性)

4月18日

発災場所	身元情報等
西区	戸塚町(51歳 女性)

断水解消（復旧）に向けた取り組み状況

別紙

平成28年4月22日 7時現在

配 水 区 (配 水 地 域)	
岩倉山 (24,392戸)	麻生田、兎谷、大窪1～5丁目、上南部1・2丁目、楠、清水本町・東・万石・亀井・新地、高平3丁目、龍田4・5・9丁目、楡木、乗越ヶ丘、八景水谷、飛田3・4丁目、山室1～6丁目、菊陽町津久礼
徳王 (15,566戸)	池亀町、池田、上熊本3丁目、京町、京町本丁、高平1丁目、津浦町、出町、徳王町、二の丸、花園、稗田町、古京町、本丸、宮内、横手5丁目、島崎3丁目一部、島崎4～7丁目、谷尾崎町の一部
北 部 (13,392戸)	鶴羽田町、鶴羽田1～5丁目、飛田町飛田1・2丁目、四方寄町の一部、改寄町、大鳥居町、梶尾町、楠野町、小糸山町、西梶尾町、明徳町、鹿子木町、和泉町、釜尾町、北迫町、下硯川町、硯川町、太郎迫町、花園4・6丁目、飛田2丁目、万楽寺町、貢町、立福寺町、四方寄町・池田2・3丁目の一部
立田山 (25,851戸)	打越町、内坪井町、上熊本1・2丁目、上通町、上林町、辛島町、黒髪1～3丁目、黒髪4丁目一部、黒髪町坪井、子飼本町、小沢町、古城町、壺川、桜町、島崎1・2丁目、島崎3丁目一部、清水町打越・松崎・室園、下通、城東町、新市街、新町、船場町、高平2丁目、殿山本町、千葉城町、坪井、手取本町、花畑町、南坪井町、室園町、薬園町、山崎町、横手1・2・4・5丁目、練兵町、八景水谷1丁目一部、山室3・4丁目一部、高平1～3丁目一部、清水亀井町一部、清水本町一部、津浦町一部、清水万石1・3丁目一部
健軍・秋田 (148,135戸)	会富町、秋津、荒尾2丁目、荒尾町、安政町、井川瀬町、出水、板屋町、出仲間、今町、魚屋町、薄場、海路口町、内田町、江越、画図町、江津、榎町、大江、岡田町、沖新町、奥古閑町、小島上町、小島1～9丁目、小島下町、尾ノ上1～3丁目、帯山1～7丁目、鍛冶屋町、春日1～3丁目、上鍛冶屋町、上京塚町、水上前寺、上代5丁目、上ノ郷、刈草1丁目、川口町、川端町、河原町、北千反畑町、京塚本町、草葉町、九品寺、神水、慶徳堀町、健軍、幸田、紺屋阿弥陀寺町、紺屋今町、紺屋町、国府、白府本町、湖東、琴平、呉服町、米屋町、護藤町、細工町、栄町、桜木、佐土原、三郎、島町1～3丁目、十禅寺、昭和町、白石町、新大江、新生、新土河原、新南部1・2・4丁目、新港、新屋敷、水源、水前寺、水道町、菅原町、砂原町、銭塘町、田井島、田崎本町、田迎、近見、近見町、中央街、月出1丁目、通町、土河原町、渡鹿、中島町、中唐人町、中原町、並建町、西阿弥陀寺町、錦ヶ丘、西子飼町、西唐人町、西原1丁目、二本木、沼山津、野口、野中、萩原町、白山、島口町、八王寺町、花立、八分字町、浜口町、春竹町春竹、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼町、東野、東町、平田、広木、古橋屋町、古川町、平成、保田窪1・2丁目、本荘、本荘町、孫代町、松原町、馬渡、南熊本、南千反畑町、南高江3・4丁目、南町、御幸木部、御幸西、古大工町、御幸西無田町、御幸苗田、妙休寺町、迎町、無田口町、本山、良町、弥生町、横紺屋町、世安町、万町、流通団地、蓮台寺、若葉
高遊原小山山 (57,132戸)	石原、帯山7・8・9丁目、尾ノ上4丁目、小峯、小山、鹿掃瀬町、上南部、黒髪4丁目一部、黒髪5～8丁目、神園、御領、下南部、新南部3・5・6丁目、新外1～4丁目、龍田1～3・6～8丁目、龍田陳内、龍田町弓削、月出2～8丁目、戸島西1～7、戸島本町、戸島町、戸島1～7丁目、中江町、長嶺、長嶺東、長嶺西、長嶺南、西原2・3丁目、八反田、平山町、保田窪3・4丁目、保田窪5丁目一部、保田窪本町、武蔵ヶ丘、山ノ内、山ノ神、弓削町、吉原町、清水岩倉2～3丁目、龍田3丁目の一部、龍田町弓削1～2丁目
川 尻 (11,360戸)	荒尾1・3丁目、刈草2・3丁目、川尻、合志、島町4・5丁目、白藤、寛町、中無田町、野田、日吉1・2丁目、美登里町、南高江1・2・5～7丁目、南高江町、元三、八幡、富合町杉島、富合町御船手
万田山 (7,791戸)	池上町平、池上町、春日4～8丁目、田崎、田崎町、谷尾崎町、戸坂町、八島、八島町、横手2～3丁目
城 山 (7,290戸)	松尾町梅洞、上高橋、城山大塘、上代1～4・6～10丁目、城山上代町、城山下代町、城山半田町、城山薬師町、高橋町、松尾町上松尾、松尾町近津
河 内 (2,497戸)	松尾町平山、河内町岳、河内町追分、河内町野出、河内町船津、河内町白浜、河内町大多尾、貢町、谷尾崎町の一部、河内町河内、合志
富 合 (2,992戸)	富合町平原、富合町榎津、富合町木原、富合町清藤、富合町廻江、富合町志々水、富合町田尻、富合町南田尻、富合町碓江、富合町西田尻、富合町莎崎、富合町上杉、富合町大町、富合町釈迦堂、富合町杉島（緑川以南）、富合町古閑、富合町小岩瀬、富合町菰江、富合町新、富合町下園
城 南 (1,887戸)	城南町舞原、城南町六田、城南町島田、城南町隈庄、城南町宮地、城南町下宮地、城南町今吉野、城南町尾窪、城南町赤見、城南町沈目、城南町築地、城南町東阿高、城南町鶴瀬、城南町阿高、城南町出水、城南町さんさん1～2丁目、城南町陳内、城南町千町、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町藤山
植 木 (8,588戸)	植木町岩野、植木町植木、植木町小野、植木町投刀塚、植木町一木、植木町広住、植木町舞尾、植木町山本、植木町滴水、植木町平野、改寄町の一部、植木町伊知坊、植木町清水、植木町色出、植木町平井、植木町舟島、植木町今森、植木町内、植木町龜甲、植木町豊田、植木町米塚、植木町田底、植木町慈恩寺、植木町正清、植木町田底、植木町宮原、植木町上古閑、植木町円台寺、植木町那知、植木町轟、植木町辺田野、植木町後古閑、植木町富広、植木町鈴麦、植木町平原、植木町豊岡、植木町木留、植木町大和



通水を着手している地域



通水を一部で着手している地域

※通水とは・・・

市民の方へ水を供給する配水池から水が出ている状態
ご自宅までの水道管が破損している等の理由により水が出ない場合があります。

平成 28 年 4 月 21 日

15:00 現在

熊本市上下水道局

第 53 報 通水中の一部の地域で水が出ない理由（続報）

○ 水道がすべてのご家庭に届いていないのは

- ・配水本管の漏水量が多く、末端まで水圧が保たれていないことが原因。
(水圧を上げると、配水量が予想以上に増加し断水する可能性がある。)

○ 周辺では水が出ているのに自宅では水が出ないのは

一戸建ての場合

- ・配水池から流している水量を減らしているうえに上流部分に漏水があるため、周辺より高いところに建っている住居については、水圧不足により水が出ない。
- ・宅内の配水管に破損があるため水が出ない。

マンション等の場合

- ・ポンプ故障、水圧不足によりポンプが作動せず水が出ない。

<確認方法>

一戸建ての場合

- ・すべての蛇口を閉めた状態でメーター（パイロット）が回転しているか
回転している場合：宅内での漏水が原因

→ 熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧表別紙 1 へ
依頼をお願いします。

回転していない場合：漏水による配水本管の水圧不足 → 市による漏水修理で解消

マンション等の場合

- ・直送給水栓（非常用水栓、散水栓や受水槽清掃用水栓）の出水で確認
普段どおり出る場合：

マンション等のポンプが正常に作動していないことが原因

→ 建物の管理者に連絡し、対応をお願いします。

出ない場合もしくは水の勢いが弱い場合：

漏水による本管の水圧不足

→ 市による漏水修理で解消

<広報担当>

熊本市上下水道局経営企画課

電話 096-381-4330（松崎、藤本）

4月22日（金） 応急給水活動

下記の地点において、随時給水活動を実施します。

※給水地点に給水車がない場合は、水を補給するため補給拠点に戻っております。
補給が完了次第、給水地点に向かいます。

熊本市上下水道局による応急給水拠点

No.	給水拠点	住 所	活動時間
中央区			
1	一新小学校	新町3-10-45	午前7時～午後9時
2	黒髪小学校	黒髪2-2-1	
3	熊本市役所1F	手取本町1-1	
4	白川公園	草葉町5-1	
5	託麻原小学校	渡鹿2-3-1	
6	五福小学校	細工町2-25	
7	熊本市上下水道局	水前寺6-2-45	
東区			
8	託麻西小学校	御領2丁目3-30	午前7時～午後9時
9	長嶺小学校	長嶺南7-22-1	
10	日下部公民館	戸島1-15-48	
11	健軍水源地	水源1-1-1	
12	託麻東小学校	戸島3-15-1	
13	戸島団地	戸島西1-34-2	
14	託麻スポーツセンター	上南部3-22-30	
	東区役所	東本町16-30	
西区			
15	城西小学校	島崎3-12-60	午前7時～午後9時
16	城西中学校	小島8-17-1	
17	花園小学校	花園6-9-15	
18	峠の茶屋公園	河内町岳5-4	午前8時～午後8時
19	芳野コミュニティセンター	河内町野出1410	
20	熊本新港船着き場	新港1-1 (九州地方整備局支援) (熊本海上保安部支援)	午前8時～午後7時 午前8時～午後5時30分
南区			
21	舞原公民館	城南町舞原278	午前7時～午後9時
22	城南中学校	八幡8-1-1	
23	下益城城南中学校	城南町宮地1020-1	
24	南区役所	富合町清藤405-3	
25	日吉小学校	近見1-9-30	
北区			
26	龍田小学校	龍田7-7-1	午前7時～午後9時
27	弓削小学校	龍田町弓削879-1	
28	武蔵中学校	武蔵ヶ丘4-19-1	
29	清水岩倉台地区	清水岩倉3-8-8	
30	武蔵小学校	武蔵ヶ丘3-15-1	
31	北部総合出張所	鹿子木町66	

※その他、病院関係への対応

＜被災者支援活動＞

項 目	初動	活動人員	編成	内 容
医療派遣チーム派遣	18 日～	30 人／日	5 班体制 (医師 3 名、看護師 2 名、薬剤師 1 名、コメディカル 1 名)	避難所を巡回し、避難者の健康面の相談等を実施。
感染対策チーム派遣	18 日～	6 人／日	2 班体制 (医師 1 名、看護師 1 名、コメディカル 1 名)	感染の専門チームが避難所を巡回し、感染及び衛生面について、指導及び物品の提供（マスク・消毒薬・石鹸など）
口腔ケアチーム派遣	18 日～	10 人／日	2 班体制 (医師 1 名、看護師 1 名、歯科衛生士 1 名、ST1 名、栄養士 1 名)	避難所を巡回し、口腔ケアの指導及び相談業務を実施。
乳幼児対応チーム派遣	20 日～	3 人／日	1 班体制 (医師 1 名、助産師 1 名、看護師 1 名)	新生児の専門チームが避難所を巡回し、乳幼児を抱えている避難者へ相談業務や母乳指導等を実施。
災害ボランティアセンターへ派遣	22 日～	1 名／日	看護師 1 名	ボランティアの方の健康相談及び処置
被災地への派遣	20 日～	1 名／日	検査技師 1 名	被災地の一つである阿蘇市の「阿蘇医療センター」に検査技師 2 名を派遣
避難所への派遣	19 日～	20 人／日	10 班体制 (看護師 2 名)	避難所へ看護師 2 名を派遣
エコノミークラス症候群対策	19 日～	30 人／日	5 班体制 (看護師 6 名)	避難所ではなく、公園等の駐車場で車の中で寝泊りされている被災者の方へ、エコノミークラス症候群の危険性などについて、注意喚起等を実施。

<u>24H「固定診療所」設置</u>	<u>22日～</u>	<u>24人／日</u>	<u>4班体制(医師2名、看護師2名、薬剤師1名、連絡員1名)</u>	<u>医療チーム活動が夜間の活動の必要性があることが、わかったため、24Hでの対応を開始。22日現在(湖東中、託麻西小)</u>

教育委員会対策部関係報告

4月22日(金) 8時00分現在

1. 校舎等の応急危険度判定について

国土交通省作成の被災建築物応急危険度判定に基づく調査を実施

調査期間 4月19日～24日

対象施設 市立幼稚園・小学校・中学校・高校・専修学校の148施設

判定区分 危険・要注意・調査済の3段階

※政令指定都市市長会からの応援職員(福岡市6人、北九州市2人)

文部科学省からの派遣職員(3人)

■4月20日の調査結果

(1) 調査数 小学校21校、中学校9校、幼稚園3園、高校1校

計34校(252棟)

(小学校) 慶徳小、五福小、黒髪小、大江小、古町小、春日小、出水小、龍田小、
白山小、尾ノ上小、東町小、出水南小、健軍東小、芳野小、河内小(白浜
分校含む)、隈庄小、豊田小、山東小、吉松小、田底小、龍田西小

(中学校) 出水中、竜南中、桜山中、東町中、芳野中、河内中、龍田中、下益城城南
中、植木北中、

(幼稚園) 碩台幼、熊本五福幼、隈庄幼

(高校) 必由館高

(2) 危険判定 33棟

・落下物の除去等、今後の対応が必要 30棟

※必由館高校校舎1棟については、内壁の落下により危険なため、避難者を隣の棟に移動させた。

・構造危険性 3棟

竜南中トイレ1棟 ⇒ (使用禁止)

必由館高校体育館 ⇒ (現在避難場所として使用していない)

必由館高校旧米田家1棟 ⇒ (建物倒壊)

■累計(4月19～20日)

(1) 調査数 小学校27校、中学校13校、幼稚園3園、高校1校

計44校(355棟)

(2) 危険判定 51棟

・落下物の除去等、今後の対応が必要 46棟

・構造危険性 5棟

(注) これとは別に、体育館78棟を既に調査しており、そのうち24棟について、「危険」の判定が出ている。

2. 「平成28年(2016年)熊本地震」地域住民の避難場所としての学校施設等の安全性の管理・確保等について(依頼)

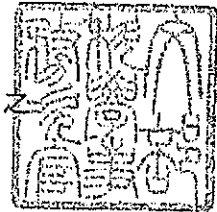
文部科学事務次官より別紙のとおり通知があったので、各学校に周知する。

平成28年4月21日

熊本県教育委員会
熊本市教育委員会
熊本県知事
熊本市長
熊本県内の国公私立大学 殿
熊本県内の高等専門学校
熊本県内の小中高等学校を設置する学校
設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学事務次官

土屋 定



「平成28年（2016年）熊本地震」地域住民の避難場所としての
学校施設等の安全性の管理・確保等について（依頼）

平成28年4月16日の事務連絡により要請させていただいたところ、貴機関及び貴所管又は所轄の学校・機関等においては、所有施設等を地域住民の避難の場として提供するなど最大限の配慮をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、大雨による避難勧告・避難指示等が出ているところではありますが、学校・機関等の施設管理者又は所轄庁として、関係施設に避難されている住民の安全・安心のためにも、引き続き施設の安全性の管理・確保に最大限努力をお願い申し上げます。

こうした天候の変化や余震に加え、避難場所の移動・明渡しが求められるのではないかと等の情報により、避難住民の不安が高まっているとの情報も入っています。このため、こうした不安を与えないよう、学校内の校庭や校舎等の一部に避難者を受け入れている場合には、生命の安全の確保又は防災上の要請により特に緊急の移動が必要となる場合を除き、その移動先、移動時期、移動手段等が決定されてから円滑に移っていただくことが必要だと考えられます。このような観点から、そうした条件が整うまで、現在の場所での避難が維持できるよう最大限のご対応をお願いいたします。また同時に、施設管

理者と防災・広報担当とが十分連携をとりながら、避難住民等に対し、引き続き適切な情報提供に努めていただくようお願いいたします。

なお、今後、それぞれの地域における学校施設や避難場所の状況など条件が整った場合には、学校運営に極力支障が生じないように、関係市町村においては、他の避難場所等への円滑な移動について適切な配慮をお願いいたします。

このことについて、熊本県知事におかれては域内の市町村及び所轄の私立学校に対して、県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して周知するようお願いします。

【本件連絡先（とりまとめ）】

文部科学省

熊本地震被災者生活支援対策チーム

（電話）03-6734-2156

（FAX）03-6734-3590

4月22日AM時点 避難者数

中央区	63 箇所	11,436 人
東区	57 箇所	14,489 人
西区	36 箇所	9,742 人
南区	65 箇所	8,974 人
北区	33 箇所	3,652 人
	254 箇所	48,293 人

※箇所数は避難者が0名の避難所はカウントしていない。

H 28. 4. 22 中央区対策部の状況（7時現在）

1 現在の状況（カッコ内は前回報告数値）

- ・避難施設等の数 63箇所（65箇所）
- ・避難者数 11,436人（11,221人）

2 避難所の状況等

（1）避難所の閉鎖について

- ・熊本地方裁判所：本日4月22日（金）閉鎖
- ・県立済々黌高校：閉鎖時期を検討中

※本日、避難者カードを活用した意向調査を実施予定

中央区避難所開設状況

No.	避難所名	開設日	開設時間	避難世帯数	4月22日	避難者情報		備 考	
					7時	男性	女性		
1	大江小学校	4月14日			70人			Wi-Fi設置校	指定避難所
2	白川中学校	4月14日			100人			Wi-Fi設置校	
3	熊本大学薬学部（大江体育館）	4月14日			100人				
4	熊本学園大学	4月14日			420人				
5	白川小学校	4月14日			170人			Wi-Fi設置校	
6	熊本大学医学部（本荘体育館）	4月14日			230人				
7	城東小学校	4月14日			285人			廊下も含む	
8	向山小学校	4月15日			117人			Wi-Fi設置校	
9	江南中学校	4月14日			320人			Wi-Fi設置校	
10	本荘小学校	4月14日			220人				
11	大江公民館	4月14日			180人				
12	黒髪小学校	4月14日			60人				
13	桜山中学校	4月14日			100人				
14	電南中学校	4月14日			130人				
15	市立必由館高校	4月14日			160人			武道館、運動場（体育館不可）	
16	熊本大学（黒髪体育館）	4月14日			120人				
17	済々黌高校	4月14日			110人				
18	碩台小学校	4月14日			100人				
19	壺川小学校	4月14日			150人				
20	京橋中学校	4月14日			300人				
21	一新小学校	4月14日			660人				
22	西山中学校	4月14日			400人				
23	五福小学校	4月14日			660人				
24	慶徳小学校	4月14日			512人				
25	香竹小学校	4月14日			300人				
26	江原中学校	4月14日			200人				
27	熊本市総合体育館・青年会館	4月14日			500人				
28	熊本商業高校	4月15日			122人				
29	砂取小学校	4月14日			400人			Wi-Fi設置校	
30	熊本工業高校	4月14日			200人				
31	帯山小学校	4月14日			300人			教室（運動場不可）	
32	帯山西小学校	4月14日			280人				
33	帯山中学校	4月14日			200人				
34	託麻原小学校	4月14日			250人				
35	熊本高校	4月14日			100人				
36	白山小学校	4月14日			437人			Wi-Fi設置校	
37	出水小学校	4月14日			205人				
38	出水南小学校	4月14日			160人			Wi-Fi設置校	
39	出水中学校	4月14日			300人				
40	出水南中学校	4月14日			120人			Wi-Fi設置校	
41	熊本大学（大江体育館）	4月14日			140人				
42	湧心館高校	4月14日			70人				
43	藤園中学校	4月14日			0人				
44	開新高校	4月14日			0人			4/20閉鎖	
45	中央公民館	4月14日			0人			閉鎖（建物崩壊の恐れあり）	
46	ふれあい文化	4月14日			79人				小計
47	熊本市国際交流会館	4月14日			68人				
48	熊本地方裁判所	4月14日			50人			4/22閉鎖予定	
49	五福公民館	4月14日			25人				
50	市役所1階ロビー	4月14日			120人				
51	世安公民館	4月14日			41人				
52	競輪場駐車場	4月14日			200人				
53	水前寺競技場	4月14日			100人				
54	真和高等学校	4月14日			2人				
55	信愛女学院高等学校	4月14日			63人				
56	九州学院高等学校	4月14日			100人				
57	慶誠高等学校	4月14日			60人				
58	ルーテル学院高等学校	4月14日			200人				
59	熊本国府高等学校	4月14日			100人			Wi-Fi設置校	
60	熊大付属小中	4月14日			83人				
61	渡鹿公園	4月14日			28人				
62	堂免公園	4月14日			10人				
63	出水南コミセン	4月14日			40人			4/22閉鎖予定	
64	白川老人憩いの家	4月14日			14人				
65	琴平団地集会場	4月14日			25人				
66	中央消防署（防災バサ）	4月14日			70人				
67	二の丸公園	4月14日			0人				
68	西大門	4月14日			0人				
69	白山2丁目公園	4月14日			0人				
70	黒髪コミセン	4月14日			0人			閉鎖	
71	尚絅高等学校	4月14日			0人			閉鎖	
72	亀権公園	4月14日			0人				
73	花畑広場	4月14日			0人				
74	碩台コミセン	4月14日			0人				
75	砂取コミセン	4月14日			0人			4/18閉鎖	
76	西消防署	4月14日			0人				
77	熊本中央高等学校	4月14日			0人				
78	鎮西高等学校	4月14日			0人				
79	白川公園	4月14日			0人				
80	西岸寺公園	4月14日			0人				
81	県営九品寺団地集会場	4月14日			0人			閉鎖	小計
82	県教育会館	4月14日			0人			閉鎖	
			計		11,436名	0名	0名		避難所数 42箇所 避難者数 9958人

東区避難所開設状況

平成28年4月22日 午前6時現在

No.	避難所名	住所	避難者情報				備考
			避難世帯数	避難者数	男性	女性	
1	秋津出張所	東区秋津3丁目15-1		90名			
2	秋津小学校	東区秋津3丁目9-20		200名			
3	東野中学校	東区東野3丁目6-50		250名			
4	泉ヶ丘小学校	東区水源1丁目7-1		270名			
5	画図小学校	東区下江津8丁目1-6		50名			
6	尾ノ上小学校	東区尾ノ上2丁目8-1		450名			
7	錦ヶ丘中学校	東区錦ヶ丘22-1		170名			
8	錦ヶ丘公園	東区錦ヶ丘8-1		1100名			
9	健軍小学校	東区健軍2丁目25-56		200名			
10	湖東中学校	東区湖東1丁目13-1		370名			
11	健軍東小学校	東区東町4丁目15-2		400名			
12	東町中学校	東区東町4丁目15-1		0名			4/17閉鎖→健軍東小へ移動
13	桜木小学校	東区花立2丁目23-1		300名			
14	桜木東小学校	東区桜木6丁目10-1		350名			
15	桜木中学校	東区桜木4丁目13-23		480名			
16	託麻北小学校	東区上南部3丁目34-1		20名			
17	東部中学校	東区上南部2丁目21-1		350名			
18	託麻スポーツセンター	東区上南部3丁目22-30		50名			
19	託麻西小学校	東区御領2丁目3-30		450名			
20	託麻東小学校	東区戸島3丁目15-1		100名			
21	託麻総合出張所	東区長嶺東7丁目11-15		150名			
22	託麻南小学校	東区長嶺東3丁目2-20		70名			
23	月出小学校	東区月出6丁目2-40		650名			
24	熊本県立大学	東区月出3丁目1-100		0名			4/18閉鎖
25	長嶺小学校	東区長嶺南7丁目22-1		460名			
26	長嶺中学校	東区長嶺南7丁目21-40		500名			
27	西原小学校	東区新南部3丁目4-60		150名			
28	西原中学校	東区保田窪4丁目9-1		400名			
29	東町小学校	東区東町3丁目3-1		850名			
30	第二高校	東区東町3丁目13-1		270名			
31	山ノ内小学校	東区山ノ内4丁目1-1		70名			
32	山ノ内中央公園	東区山ノ内4丁目5-10		300名			
33	東稜高校	東区小峯3丁目1		570名			
34	若葉小学校	東区若葉4丁目23-1		300名			
東区指定緊急避難場所			小計	10390名			
35	東区役所	東区東本町16-30		110名			
36	画図地域コミュニティセンター	東区下江津8丁目1-10		0名			
37	東町老人憩いの家	東区山ノ神1丁目8-98		50名			
38	東町県営団地集会所	東区東町4丁目13-6		0名			
39	泉ヶ丘校区公民館	東区水源2丁目4-1		90名			
40	尾ノ上地域コミュニティセンター	東区錦ヶ丘8-20		50名			
41	健軍本町公園	東区健軍本町20		50名			
42	えがお	東区東町4-10-1		0名			
43	税務大学校熊本研修所	東区東本町16番1号		180名			
44	ザ・ダイソー百円館熊本花立店	東区花立3丁目16-13		50名			
45	東町地域コミュニティセンター	東区佐土原3丁目1-43		0名			
46	県営江津湖団地第一集会所	東区江津2丁目7-1		0名			
47	県営江津湖団地第二集会所	東区江津2丁目8-1		50名			
48	間島団地	東区秋津町秋田3066		100名			
49	シュロアモール長嶺	東区西原1丁目6-28		1200名			
50	県営東町団地第4集会所	東区東町3丁目6		100名			
51	花立老人憩いの家	東区花立5丁目12-41		20名			
52	ねむのだいら公園	東区長嶺東2丁目7		0名			4/20託麻南小へ移動
53	コープ熊本学校生活協同組合 尾ノ上店	東区尾ノ上4-17-35		0名			

54	山ノ神公民館	東区山ノ神1丁目10		45名			
55	広福保育園	東区長嶺東5丁目23-25		60名			
56	上ノ原憩いの家	東区健軍本町35-17		94名			
57	西原地域コミュニティセンター	東区西原1丁目6-28		30名			
58	長嶺団地第1集会所	東区長嶺南3丁目10-8		100名			
59	長嶺団地第2集会所	東区長嶺南3丁目10-10		100名			
60	秋津老人憩いの家	東区尾ノ上2丁目12-23		150名			
61	若葉団地集会所	東区若葉2丁目11-9		30名			
62	託麻団地集会所	東区西原3丁目2		1000名			
63	戸島団地集会場	東区戸島西1丁目34-3		200名			
64	若葉四町内公民館	東区若葉6丁目2-23		100名			
65	栄第2団地集会所	東区若葉3丁目5		50名			
66	若葉老人憩いの家	東区若葉1丁目43-12		90名			
東区指定緊急避難場所以外の避難所		小計		4099名			
計			0世帯	14,489	0名	0名	

平成28年4月22日9時

西区役所

○避難所状況

41箇所 9,742名 (9時現在)

○物資輸送

食料、水、日常生活用品

- ・自衛隊車両6台、市車両15台、佐川急便2台
- ・約8,000食、水・用品等 約10,000品
- ・30～50名体制(自衛隊15名、ボランティア含む)で対応
- ・市車両 7台 約5,000食、水・用品等 約2,000品

○医療体制

巡回指導

- ・日本医師会災害医療チーム 9チーム
鹿児島県、佐賀県、宮崎県、福岡県他
- ・保健師 2チーム

仙台市、名古屋市

※市保健師が連携して巡回を実施

応急救護所

- ・西区役所、アクアドームで時間指定して開設予定

No.	避難所名		開設日	開設時間	避難者情報				備考
					避難世帯数	避難者数	男性	女性	
1	河内公民館	熊本市西区河内町船津791番地				71名			
2	花園総合出張所	熊本市西区花園7丁目19番				590名			
3	西部公民館	熊本市西区小島2丁目7番1号				400名			
4	河内中学校	熊本市西区河内町船津2470番地4	閉鎖			0名			
5	三和中学校	熊本市西区上高橋1丁目4番1号				250名			
6	花陵中学校	熊本市西区八島2丁目14番1号				600名			
7	高橋小学校	熊本市西区高橋町1丁目6番1号				230名			
8	古町小学校	熊本市西区二本木4丁目9番65号				130名			
9	小島小学校	熊本市西区小島7丁目9番1号				34名			
10	城山小学校	熊本市西区城山大塘1丁目23番1号				300名			
11	池田小学校	熊本市西区池田1丁目28番5号				143名			
12	城西中学校	熊本市西区小島8丁目17番1号				26名			
13	花園小学校	熊本市西区花園6丁目9番15号				120名			
14	松尾北小学校	熊本市西区松尾町平山255番地				0名			
15	春日小学校	熊本市西区春日5丁目3番5号				230名			
16	白坪小学校	熊本市西区蓮台寺4丁目4番1号				480名			
17	池上小学校	熊本市西区池上町850番地				410名			
18	松尾東小学校	熊本市西区上松尾町2880番地				90名			
19	中島小学校	熊本市西区中島町538番地				0名			
20	芳野中学校	熊本市西区河内町野出1420番地46				0名			
20-1	芳野地域コミュニティセンター	河内町野出1410				4名			
21	井芹中学校	熊本市西区上熊本3丁目27番1号				330名			
22	千原台高校	熊本市西区島崎2丁目37番1号				225名			
23	合同庁舎（森都心プラザ）	熊本県熊本市西区春日2丁目10-1				300名			
24	城西小学校	熊本市西区島崎3丁目12番60号				800名			
25	松尾西小学校	熊本市西区西松尾町4456番地1				13名			
26	河内小学校	熊本市西区河内町船津2505番地2				0名			
27	熊本西高校	熊本市西区城山大塘5丁目5番15号				210名			
28	古庄公園	熊本県熊本市西区島崎5丁目15番				100名			
29	西区役所（新館）	熊本県熊本市西区小島2丁目7番1号				300名			
30	アクアドーム	熊本市南区荒尾2丁目1番1号				2000名			
西区指定緊急避難場所				小計		8386名			
31	城山コミュニティセンター	熊本市西区上代9丁目6番35号	閉鎖			25名			
32	池上コミュニティセンター	熊本市西区谷尾崎町1035番地3				20名			
33	松尾北コミュニティセンター	熊本市西区松尾町平山77番地1				30名			
34	城西コミュニティセンター	熊本市西区島崎2丁目21番3号				20名			
35	春日コミュニティセンター	熊本市西区春日6丁目4番2号				30名			
36	池田コミュニティセンター	熊本市西区上熊本3丁目15番55号	閉鎖			0名			
37	花園コミュニティセンター	熊本市西区花園7丁目19番5号				11名			
38	県立総合体育館	熊本県熊本市上熊本1丁目9-28				700名			
39	井芹団地集会所	熊本市西区花園5丁目1番				40名			
40	白坪コミュニティセンター	熊本市西区蓮台寺5丁目6番3号				0名			
41	西部環境工場	熊本県熊本市西区城山薬師2丁目12番				60名			
42	八島団地集会所	熊本県熊本市西区八島2丁目8番7号				300名			
43	文徳高等学校	熊本県熊本市西区池田4丁目22-2				120名			
西区指定緊急避難場所以外の避難所				小計		1356名			
計					0世帯	9742名	0名	0名	

平成 28 年熊本地震 熊本市南区の現状（平成 28 年 4 月 22 日 9 時）

1 避難所開設状況

市指定施設	37	箇所	6,763	名
その他施設	31	箇所	2,211	名
合計	68	箇所	8,984	名（詳細別紙）

2 避難所の状況

○下益城城南中（指定避難所）

4 月 21 日、体調不良で搬送されていた 65 歳男性がノロウイルスと診断。当該避難所にて、熊本保健所による、消毒と食中毒に関するレクチャーが行われた。22 日からは、昼間は保健師の活動拠点にして、夜間は J・MAT に巡回してもらうこととした。

3 その他

- ・ 避難所の集約に向けて、避難者名簿の作成が必要と考えるが、現状の避難所設置職員は、配給の準備、避難者からの要望やクレーム対応、避難者数の把握、本部との連絡調整等を 1 人又は 2 人で対応しており、到底、避難者名簿の作成まで担当させることはできない。

避難者名簿の作成には、新たに専属の職員が必要である。

- ・ 自衛隊 42 連隊の師団長より、避難所のニーズ調査に協力したい申し出があった。

避難所開設状況

4月22日 6時

No.	避難所名	開設日	開設時間	避難者情報				備考
				避難世帯数	避難者数	男性	女性	
1	鮎田中	4月14日			115名			
2	鮎田東小	4月14日			40名			
3	鮎田西小	4月14日			80名			
4	鮎田南小	4月14日			5名			
5	鮎田公民館	4月14日			140名			
6	天明中(天明体育館)	4月14日			0名			
7	川口小	4月14日			30名			
8	奥古閑小	4月16日			5名			
9	中録小	4月14日			15名			
10	銭堀小	4月14日			30名			
11	天明公民館	4月14日			200名			
12	力合中	4月14日			150名			
13	日吉中	4月14日			250名			
14	川尻城南中	4月15日			280名			
15	川尻小	4月14日			130名			
16	城南小学校	4月14日			300名			
17	日吉小	4月14日			170名			
18	日吉東小	4月14日			500名			
19	力合小	4月14日			100名			
20	力合西小	4月14日			310名			
21	南部公民館	4月14日			120名			
22	託麻中学校	4月14日			150名			
23	御幸小学校	4月14日			270名			
24	田迎小	4月14日			200名			
25	田迎西小	4月14日			458名			
26	田迎南小	4月14日			170名			
27	幸田公民館	4月14日			110名			
28	富合中	4月14日			260名			
29	富合小	4月14日			150名			
30	富合公民館	4月14日			178名			
31	下城南中学校	4月14日			343名			
32	隈庄小	4月14日			45名			
33	杉上小	4月14日			80名			
34	豊田小	4月14日			350名			
35	城南(火の君文化センター)	4月14日			700名			
36	城南スポーツセンター	4月14日			264名			
37	雁回館	4月19日			65名			
一次避難所(指定) 避難者数小計					6,763名			
38	正保公民館	4月14日			16名			
39	南部スポーツセンター	4月14日			150名			
	アクアドーム	4月14日						西区管轄へ
40	田迎浜緑健康パーク	4月14日			50名			
41	豊田コミセン	4月14日			160名			
42	杉上コミセン	4月16日			230名			
43	舞原公民館	4月16日			150名			
44	みゆきの里	4月16日			56名			
45	桜十字	4月16日			153名			
46	白藤団地集会所	4月16日			200名			
47	御幸公民館	4月16日			20名			
48	熊本農業高校	4月16日			160名			
49	大福寺	4月16日			18名			
50	河尻神宮	4月16日			30名			
51	野越団地第一集会所	4月16日			30名			
52	田前公園老人憩いの家	4月16日			30名			
53	鮎田グラウンド	4月14日			0名			
54	南部在宅福祉センター	4月14日			0名			
55	日吉コミセン	4月16日			60名			
	白藤公園力合5町内	4月18日						4/19閉鎖
56	下宮地コミセン	4月18日			25名			
57	こころの医療センター	4月18日			16名			
58	大町公民館	4月18日			100名			
59	旭ヶ丘団地	4月18日			10名			
60	川尻8町内(民生委員)	4月18日			20名			
61	平成2丁目公園	4月19日			100名			
62	天明公民館ホール	4月19日			177名			
63	ふくまる道場(阿高)	4月19日			20名			
64	日吉団地集会所	4月20日			20名			
	上保外科	4月20日						4/22閉鎖
65	モロナイ保育園	4月21日			10名			
66	日吉公民館	4月21日			20名			
67	鮎田斎場	4月21日			130名			
68	栗の内団地	4月21日			50名			
一次避難所(指定外) 避難者数小計					2,211名			
合 計					8,974名	0名	0名	

北区対策部の状況
(平成28年4月22日 7時)

1. 現在の状況

- ・避難施設の数 34 箇所
- ・避難者数 3,652人

2. 避難所の状況

【龍田西小学校避難者への対応について】

21日(木) PM

- ・本庁対策本部より、龍田西小学校避難者(約600名)を安全な避難所へ移動させるよう指示あり。
- ・北区役所において、龍田出張所に隣接する「龍田体育館・武蔵武道場」で受け入れ可能である旨、本部に伝える。
- ・本部より、受け入れ先の準備を行うよう指示あり。対応職員、食事、毛布、仮設トイレ(環境局依頼)等を手配する。
- ・15時過ぎ、龍田出張所より大半が移動した旨報告あり。
- ・16時からの本部会議にて、自衛隊より状況ご報告。
- ・18時過ぎ、龍田出張所の受け入れ作業完了報告。120名程度となったため、避難場所を龍田体育館のみとした。
- ・夜間、龍田西小学校に職員2名配置。

【物資配送関係】

- ・北区役所(区集積所)において、指定避難所、その他避難所、施設、個人等の被災者へ物資供給。
 - ・配送業者による在庫管理、自衛隊による各避難所への物資搬送の協力あり。北部総合出張所、清水総合出張所、龍田出張所、(植木文化センター):拠点集積所と位置づけている。
 - ・その他避難所、施設、個人等の被災者へ物資供給。(取りに来て頂く)
- なお個人等への受け渡しにおいては、事情等の聞き取りを行っている。

【問い合わせ関係】

- ・避難所における障がい者等へのケア要望なども寄せられている。

避難所開設状況

2016/4/22 7:00

No.	避難所名	住所	開設日	開設時間	避難者情報				備考
					避難世帯数	避難者数	男性	女性	
2	植木文化センター	岩野238-1	4月14日			160名			
3	五霊中学校	植木町一木163	4月14日			68名			
4	植木北中学校	植木町舟島455-1	4月14日			7名			
5	鹿南中学校	植木町滴水1110	4月14日			53名			
6	田原小学校	植木町富庵1302番地5	4月14日			17名			
7	吉松小学校	植木町豊田474番地	4月14日			14名			
8	植木小学校	植木町広住1	4月14日			39名			
9	田底小学校	植木町正清515番地	4月14日			5名			
10	桜井小学校	植木町滴水2255	4月14日			32名			
11	菱形小学校	植木町円台寺124	4月14日			33名			
13	山東小学校	植木町有泉841番地	4月14日			8名			
16	北部総合出張所	鹿子木町66	4月14日			87名			
18	北部中学校	鹿子木町1	4月14日			70名			
20	西里小学校	下碓川町1784	4月14日			72名			
21	川上小学校	西梶尾町480	4月14日			150名			
23	勤労者青年ホーム	鶴羽田2丁目13				27名			
24	清水総合出張所	清水亀井町14-7	4月14日			87名			
25	清水中学校	清水新地2-3-1	4月14日			160名			
26	楡木小学校	楡木3-9-1	4月14日			235名			
27	麻生田小学校	麻生田3-9-1	4月14日			120名			
28	高平台小学校	高平1-17-28	4月14日			100名			
29	城北小学校	清水新地1-4-1	4月14日			458名			教室（体育館不可）
30	清水小学校	清水本町14-58	4月14日			195名			
34	龍田出張所	龍田弓削1-1-10	4月14日			163名			
37	武蔵中学校	武蔵丘4-19-1	4月14日			200名			
38	楠中学校	楠3-2-1	4月14日			57名			理科室（体育館不可）
39	龍田中学校	龍田7-8-1	4月14日			240名			
40	龍田小学校	龍田7-7-7	4月14日			200名			教室1,2階（体育館使用不可）
41	武蔵小学校	武蔵丘3-15-1	4月14日			80名			ラウンジ（体育館使用不可）
42	楠小学校	楠5-15-1	4月14日			145名			教室（体育館使用不可）
44	弓削小学校	龍田町弓削879-1	4月14日			50名			
45	熊本北高校	兎谷3-5-1				300名			
50	龍田体育館		4月21日			130名			
計					0世帯	3652名	0名	0名	

※その他、駐車場にて車内待機者多数